

平成30年第6回矢掛町議会第4回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 平成30年12月4日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午前11時34分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	土 田 正 雄	出	10	高 岡 一 万	出
11	浅 野 毅	出	12	山 野 豊 久	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |           |           |         |
|-------------|-----------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二   | 総務企画課長    | 奥 野 隆 俊 |
| 町 民 課 長     | 稲 田 由 紀 子 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長      | 妹 尾 一 正   | 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 |
| 上下水道課長      | 平 井 勝 志   | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也   | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之   | 総務企画課長代理  | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸   |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    笠 行            淳

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告

- 日程第4 発議第 1 号 矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 決定第 4 号 常任委員会委員の指名について
- 日程第6 発議第 2 号 矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第 7 4 号 矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 5 号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 6 号 地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 7 号 矢掛町納税貯蓄組合奨励条例を廃止する条例制定について
- 議案第 7 8 号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 9 号 矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 0 号 矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 1 号 矢掛町農業共済条例を廃止する条例制定について
- 議案第 8 2 号 井笠地区農業共済事務組合の解散及び財産処分について
- 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度矢掛町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 8 4 号 平成 3 0 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 8 号 平成 3 0 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 9 号 工事請負変更契約の締結について（原ヶ市橋上部架設工事の請負変更契約の締結）
- 議案第 9 0 号 工事請負変更契約の締結について（矢掛町立中川保育園災害復旧工事の請負変更契約の締結）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開会

**○議長（高岡一万君）** おはようございます。師走に入りまして、本来でありますと気ぜわしく感じてこなくってはならないんですけれども、ここのところ非常に暖かい日が続いております、なかなか師走感が伝わってこないという感じでありますけど、それでも、朝と夜それから日中の寒暖差というのは非常に大きいものがございます。皆さんには、マスクをかけられた方もおられますけれども、風邪などひかないように十分注意をしていただきたいと思います。

それでは、はじめに、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより、平成30年第6回矢掛町議会第4回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため本定例会の会議を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので、御報告申し上げます。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高岡一万君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番土田正雄君と11番浅野毅君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（高岡一万君）** 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日4日から、12日までの9日間といたしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（高岡一万君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、町長から、挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

○町長（山野通彦君） 皆さん、おはようございます。

本年も残すところ、あと僅かになりましたが、年の瀬を控え、何かとあわただしい中、平成30年第6回矢掛町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本年最後の定例会ということで、少し時間をいただきまして、一年を振り返り所感を述べさせていただきたいと存じます。

本年のスタートは、4年に1度の平昌冬季オリンピックの開催や、ロシアでのサッカーワールドカップ開催など、華やかなスポーツの祭典で日本人選手が多く活躍され、国民に感動を与えてくれたスタートだったと思っております。

また、私ごとで恐縮ではございますが、本年の町長選挙では、町民の皆様の温かい御支援により、再選させていただき、町長という重責を、再び担わせていただくことになりました。御支持をいただきました皆様には、これまで以上に感謝の念を感じた年でもあり、公約いたしましたことにつきましては、一つずつ実現させていきたいと思っております。

そして、本年は、矢掛町はもとより西日本に多くの被害をもたらした、平成30年7月豪雨災害が発生をいたしました。その他にも、4月に起きた島根県西部地震、6月には大阪府北部地震、また、9月には北海道胆振東部地震により、多くの方がお亡くなりになり、改めて自然災害に対する怖さを感じたところでございます。

本町におきましては、このたびの予算を含め4回の災害予算を編成して、出来る限り復旧に全力を期しております。

そして、豪雨災害を教訓に、空振りを恐れず、早い段階での避難情報の発令を心がけ、町民の皆様への防災意識の向上に向けた取組等をしっかりと図っていきたいと考えております。

また、政府の動きとしまして、一連の自然災害の被災地の復旧・復興を全力で進めるべき予算を、迅速かつ着実に実施し、更には、全ての世代が安心でき、活躍できる全世代型社会保障制度を実現するため、労働制度をはじめ制度全般の改革を進めようとしている中で、来年10月に予定されている消費税率の引き上げを控え、財政運営に万全を期す構えであります。今後の国の動向につきましても、景気対策など、十分注視しながら情報収集を行い、新年度の事業計画及び予算編成にも取り組んでまいりたいと存じます。

さて、今回の定例会で御審議いただく案件は、条例の一部改正及び条例の廃止制定について8件、井笠地区農業共済事務組合の解散及び財産処分について1件、補正予算について6件、工事請負変更契約の締結について2件の計17件でございます。

どうか、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。

報告第1号、第15回岡山武蔵倶楽部大賞の受賞について、御報告申し上げます。

このたび、矢掛屋を中心とした矢掛町の地域活性化への取り組みに対しまして、第15回岡山武蔵倶楽部大賞を受賞することになりました。この表彰は、県外から岡山県へ赴任している全国規模の大企業などの支店長・営業所長などが在任中に感動し、県外の人々にも紹介したいと考えられる取り組みに賞が贈呈されるものであります。町の賑わいづくり、町並み・景観保存、文化・観光振興の分野から優秀なものを選び、その中で最も優秀な取り組みに大賞が贈呈されるもので、やかげ町家交流館、矢掛屋をはじめとした、賑わいのまちづくりが地域活性に資する取り組みとして、広く全国的に紹介するに値するものと評価していただいたもので、大変名誉なことと思っております。

なお、岡山武蔵倶楽部は、支店長・営業所長の豊富な県外在住経験を、地元企業、関係者との意見交換を通じて岡山のまちづくりを役立てるとともに、相互交流を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的として、平成15年7月18日に設立された団体で、会員数は平成30年10月現在で235名、会長は岡山商工会議所、岡崎彬会頭がされておられます。

なお、表彰式は12月11日に岡山プラザホテルで行われることになっておりまして、私、町長と安

達社長、繁森専務が出席することにしております。

報告第2号、平成31年度精神科外来及び泌尿器科外来の開設について、御報告申し上げます。

矢掛病院では、現在、内科・外科のほか専門外来7科を合わせ、計9科の外来診療を行っておりますが、平成31年4月から新たに精神科外来と泌尿器科外来を開設することとなりましたので、御報告させていただきます。

矢掛病院への精神科の開設につきましては、認知症など、町内に疾患が多く、必要性を大いに感じておりました。私と名部管理者、村上院長と協議し、開設に向けて努力しておりましたが、ここで医師の確保がかない、開設が実現をいたしました。

また、泌尿器科につきましては、平成28年より外科の一部である泌尿器外科として、月1回でスタートしましたが、平成31年4月より医師充足がかない、週1回診療を行うこととなったため、正式に標榜するものであります。

このたび、管理者並びに院長先生方の御努力により、非常勤ではございますが、両科の専門医を確保することができ、開設に至ったものでございます。診療日は、精神科、泌尿器科とも、毎週木曜日午前の予定といたしております。矢掛病院への両科の開設は、矢掛町民の疾患を考える上で、必要不可欠なものであり、身近な公立病院に両科が開設されることで、安心のまちづくりに寄与するものと考えております。

議員の皆様におかれましても、引き続き格段の御支援を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第3号、クリスマスキラキラコンサートの開催について、御報告申し上げます。

お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、来たる12月22日の土曜日、午後1時30分から、やかげ文化センターホールにおきまして、クリスマスキラキラコンサートを開催いたします。

内容といたしましては、ヴァイオリン小島愛子さん、ピアノ革島玲奈さん、チェロ細谷公三香さんによる演奏、テノール谷口文敏さん、ソプラノ矢野文香さんによる歌など、素敵な演奏と歌をお聴きいただけます。

また、童謡からバラードまでみんなで歌う、出演者と来場者が一緒に楽しむ演奏会となっております。

入場料金は、全席自由席で、一般1,000円、18歳以下500円となっております。

町民、また、議員の皆様方におかれましても、御家族、御友人をお誘いの上、お越しくださいますよう、御案内を申し上げます。

報告第4号、成人式の開催について、御報告申し上げます。

新しい人生の門出を祝福いたします新成人を対象とした成人式を、年明け1月13日の日曜日、午前10時から、やかげ文化センターにおきまして開催をいたします。

来年の新成人は、男子59名、女子69名の計128名でございます。成人式の実施につきましては、新成人が成人式実行委員会を立ち上げ、式の厳粛さを大切に企画立案及び当日の式の進行を行います。

議員の皆様には、新春早々、御多忙の時期とは存じますが、お繰り合わせのうえ御出席くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第5号、第3回矢掛町ブランド・移住・観光PRフェアの開催について、御報告申し上げます。

矢掛町では、矢掛が持つ歴史や自然等の素晴らしい資源を生かしたまちづくりの活性化を進めており、

全国に向け矢掛の魅力を発信し、移住・定住・交流の促進を進めております。

その一つとして、昨年に続き、第3回矢掛町ブランド・移住・観光PRフェアを開催いたします。

お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、開催日程は、平成31年1月18日金曜日と19日土曜日の2日間で、開催場所は、東京新橋にございます県のアンテナショップ、とっとり・おかやま新橋館でございます。

このイベントを通じまして、矢掛町ブランド認定品の特産品の販売や観光や移住情報、おかやま元気！集落、災害関連協定などの情報を広く首都圏の皆様にお知らせし、矢掛町の魅力を実際に肌で感じていただき、矢掛町への関心を高め、観光誘客の促進、移住定住、交流拡大の足掛かりにしたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、在京のお知り合いの皆様にもお知らせいただき、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

報告第6号、出初式の開催について、御報告申し上げます。

新春の恒例行事であります、矢掛町消防出初式を来年1月27日の日曜日、午前9時から、やかげ文化センターにおいて挙行いたします。

この出初式では、消防殉職者に対します黙祷、新入団員への辞令交付をはじめ、消防業務に功労のあった団員の方々への表彰状の贈呈などを行うことにしております。

なお、式典終了後には、アトラクションといたしまして、各地区小学校の鼓笛隊による市中パレード、また、弦橋上流の河川敷におきましては、樽出し、くす玉割りの競技が行われる予定になっております。

議員の皆様には、後日御案内をいたしますので、お繰り合わせ御臨席を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

報告第7号、第31回矢掛本陣マラソン全国大会の開催について、御報告申し上げます。

旧山陽道の宿場町矢掛を舞台に、健康の増進と参加者のふれあいを深めることを目的に、既に町の一大イベントとして定着しております矢掛本陣マラソン全国大会を、来年2月17日の日曜日、午前9時から矢掛町総合運動公園を主会場に開催いたします。

本年度も、ハーフマラソン10キロ、5.7キロ、3キロのコースを、年齢・性別・親子ペアなど、18部門に分けて健脚を競っていただくことにしております。

今大会では、参加者駐車場、スタート位置の変更を行い、より一層の安全性の確保に努めることといたしております。

議員の皆様には、御多用のこととは存じますが、お繰り合わせ御出席いただき、御声援いただきますようよろしくお願いいたします。

報告第8号、ふれあいのつどいの開催について、御報告申し上げます。

お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、ふれあい会館の講座生によります成果発表と、人権啓発の一環として、来年2月23日の土曜日、農村環境改善センターにおきまして、ふれあいのつどいを開催いたします。

当日は、午前11時から講座生の作品展示、午後1時から舞台発表を行った後、午後2時30分から講師として声優の佐久間レイさんをお招きし、“心のストレッチ みんな笑顔の講演会・命を輝かせる”と題しましての講演会を開催いたします。

当日は、手話通訳と要約筆記を御用意しておりますので、聴覚障害をお持ちの方も、ぜひ、御来場いただきたいと思います。

なお、入場料は無料ですので、お誘い合わせの上、御来場ください。町民の皆様には、広報紙や有線放送等で、お知らせしてまいりたいと存じます。

議員の皆様には、講座生の発表と併せまして、御聴講いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、8件の報告でございます。

○議長（高岡一万君） 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。

また、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。

更に、郵送による陳情の提出がありましたので、陳情文書配付表のとおり配付いたしておりますので、御覧ください。

議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、あわせて御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 発議第1号 矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

**○議長（高岡一万君）** 日程第4、発議第1号、矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

なお、この発議案につきましては、全議員の発議によるものでございます。したがって、提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により、省略したいと思います。

お諮りいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、提出者からの説明は、省略することに決しました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔なし〕

**○議長（高岡一万君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕

**○議長（高岡一万君）** 討論を終結いたします。

ただいまから、採決を行います。お諮りいたします。発議第1号は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、発議第1号、矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決決定いたしました。

ここで、条例公布のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

議員の皆様には、議員控室へ御集合ください。お願いします。

〔暫時休憩〕

○議長（高岡一万君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

日程第5 決定第4号 常任委員会委員の指名について

○議長（高岡一万君） 日程第5、決定第4号、常任委員会委員の指名についてを議題といたします。
常任委員の選任につきましては、議会委員会条例第7号第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

既に、選考しておりますので、ただいまから、事務局に委員の選任案を朗読、発表させます。事務局長。

○事務局長（奥村栄治君） 〔委員会委員選任案について朗読・発表記載省略〕

○議長（高岡一万君） 常任委員会委員の指名につきましては、ただいま事務局が朗読したとおり選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、決定第4号、常任委員会委員の指名については、ただいま、事務局長が朗読いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

なお、常任委員会の正・副委員長が互選されておりますので、この際事務局から報告させます。事務局長。

○事務局長（奥村栄治君） 〔常任委員会正副委員長について互選結果報告〕

○議長（高岡一万君） 常任委員会の正・副委員長につきましては、ただいま報告のありましたとおり、互選されました。

~~~~~

日程第6 発議第2号 矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高岡一万君） 日程第6、発議第2号、矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

なお、この発議案につきましては、全議員の発議によるものでございます。したがって、提案理由の説明は会議規則第39条第2項の規定により、説明は省略したいと思います。

お諮りします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、提出者からの説明は、省略することに決しました。これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕

○議長（高岡一万君） 討論を終結いたします。

ただいまから、採決を行います。お諮りいたします。



発議第２号は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、発議第２号、矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

- 日程第７ 議案第７４号 矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について  
議案第７５号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第７６号 地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第７７号 矢掛町納税貯蓄組合奨励条例を廃止する条例制定について  
議案第７８号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について  
議案第７９号 矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定について  
議案第８０号 矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第８１号 矢掛町農業共済条例を廃止する条例制定について  
議案第８２号 井笠地区農業共済事務組合の解散及び財産処分について  
議案第８３号 平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第５号）について  
議案第８４号 平成３０年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について  
議案第８５号 平成３０年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について  
議案第８６号 平成３０年度矢掛町病院事業会計補正予算（第１号）について  
議案第８７号 平成３０年度矢掛町水道事業会計補正予算（第２号）について  
議案第８８号 平成３０年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第２号）について  
議案第８９号 工事請負変更契約の締結について（原ヶ市橋上部架設工事の請負変更契約の締結）  
議案第９０号 工事請負変更契約の締結について（矢掛町立中川保育園災害復旧工事の請負変更契約の締結）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**○議長（高岡一万君）** 日程第７、議案第７４号から議案第８１号までの条例制定８件、議案第８２号の井笠地区農業共済事務組合の解散案件１件、議案第８３号から議案第８８号までの補正予算案件６件、議案第８９号及び議案第９０号の工事請負変更契約案件２件、計１７件を一括議題とし、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** それでは、議案第７４号から議案第８１号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第７４号から議案第７６号まで及び議案第７８号から議案第８０号までにつきましては、条例の一部改正に関するものであり、議案第７７号及び議案第８１号につきましては、条例の廃止制定に関するものでございます。

いずれも、地方自治法第９６条第１項第１号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第７４号、矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが、

主な内容といたしましては、平成30年度人事院勧告を受けて、国が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を閣議決定し、国会で成立したことから、本町も給料表、勤勉手当等の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第75号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、固定資産税前納報奨金を廃止するものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第76号、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、地域再生法の改正に伴う文言の改正と、特例適用の期間を2年間延長するものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第77号、矢掛町納税貯蓄組合奨励条例を廃止する条例制定についてでございますが、納税者の納税に対する意識が高まり、納税貯蓄組合の役割が通知書の送達のみとなったことから、組合を廃止するものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第78号、矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、医療費無料化の対象年齢を満18歳までとする規定の期限が、平成31年3月31日までとなっています。この政策はそれぞれの自治体で是非の意見がいろいろありますが、矢掛町は少子化対策、人口増対策として、更に3年間延長するものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第79号、矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、住宅の入居資格について、町外からの移住、定住者や7月豪雨被災者の受け入れを可能とし、資格対象者を拡大するものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第80号、矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、平成31年4月から、矢掛病院に精神科外来及び泌尿器科外来を開設することに伴うものでございます。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第81号、矢掛町農業共済条例を廃止する条例制定についてでございますが、農業共済事業のより一層の合理的な運営を目的に、県内全域を対象とした岡山県農業共済組合が設立されることに伴いまして、廃止するものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第82号、井笠地区農業共済事務組合の解散及び財産処分について、提案理由を申し上げます。これは、平成31年3月31日をもって、当事務組合を解散する協議及び当事務組合の財産を岡山県農業共済組合へ帰属させる協議について、地方自治法第290条の規定に基づきまして、この議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第83号から議案第88号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を申し

上げます。

なお、議案第83号から議案第85号までの一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、議案第86号から議案第88号までの矢掛町病院事業会計、矢掛町水道事業会計及び矢掛町下水道事業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第83号、平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正額は4億4,100万円の増額で、補正後の予算総額は、106億2,200万円となっております。主な内容といたしましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思っております。

今回の特徴といたしましては、豪雨災害の関連予算につきまして、約4億2,300万円を計上いたしております。具体的には、災害ごみの処分等に関するものや、被災した農業機械等の再整備に係る補助等、これまで計上しておりました予算の追加分並びに災害復旧費につきましては、災害査定などの進捗を経ました調整分が主なものでございます。

その他では、職員の給与費等の人件費並びに補助事業の確定に伴います事業費の調整などを計上しております。

詳細につきましては、総務企画課長、課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第84号、平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ200万円を減額し、補正後の歳入歳出総額を、17億8,100万円とするものでございます。主な内容といたしましては、歳出では、人件費の調整、歳入では、一般会計からの人件費等繰入金の調整でございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第85号、平成30年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、補正後の予算総額を、19億9,600万円とするものでございます。

また、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、補正後の予算総額を1,020万円とするものでございます。主な内容といたしましては、人件費と地域密着型介護サービスと地域密着型介護予防サービス給付費の調整でございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第86号、平成30年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支では、退職給付引当金の算定方法の見直しを行い、積み増しが生じた分の計上を行ったため、また、資本的収支におきましては、医療機器購入分をそれぞれ補正予算として調整させていただいております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第87号、平成30年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきましては、退職給付引当金の算定方法の見直しによる積み増しと、職員給与費の調整、また、資本的収支につきまして、職員給与費の調整による事業費の組み替えをそれぞれ補正予算として調整させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第88号、平成30年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきましては、退職給付引当金の算定方法の見直しによる積み増しと、職員給与費の調整、前年度資産評価額の確定に伴う減価償却費の増額など、また、資本的収支につきまして、職員給与費の調整、災害復旧工事等の調整による事業費の組み替えをそれぞれ補正予算として調整させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第89号及び議案第90号の工事請負変更契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。いずれも、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第89号、工事請負変更契約の締結についてでございますが、これは、原ヶ市橋上部架設工事の請負変更契約の締結について、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第90号、工事請負変更契約の締結についてでございますが、これは、矢掛町立中川保育園災害復旧工事の請負変更契約の締結について、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、議案第74号から議案第90号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

**○議長（高岡一万君）** 町長から、提案理由の説明が終わりました。次に、議案の説明を求めます。総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 〔議案第74号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 町民課長。

**○町民課長（稲田由紀子君）** 〔議案第75号、議案第76号、議案第77号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 〔議案第78号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 〔議案第79号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 病院事務長。

**○病院事務長（稲田欽也君）** 〔議案第80号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 〔議案第81号、議案第82号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって10時55分まで休憩いたします。休憩

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

**○議長（高岡一万君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 〔議案第83号について説明記載省略〕

- 議長（高岡一万君） 総務企画課長代理。
- 総務企画課長代理（堀 賢一君） 〔議案第83号事項別明細について説明記載省略〕
- 議長（高岡一万君） 町民課長。
- 町民課長（稲田由紀子君） 〔議案第84号について説明記載省略〕
- 議長（高岡一万君） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（小川公一君） 〔議案第85号について説明記載省略〕
- 議長（高岡一万君） 病院事務長。
- 病院事務長（稲田欽也君） 〔議案第86号について説明記載省略〕
- 議長（高岡一万君） 上下水道課長。
- 上下水道課長（平井勝志君） 〔議案第87号，議案第88号について説明記載省略〕
- 議長（高岡一万君） 総務企画課長。
- 総務企画課長（奥野隆俊君） 〔議案第89号，議案第90号について説明記載省略〕
- 議長（高岡一万君） 提案理由の説明並びに議案の説明が終了しました。

~~~~~

○議長（高岡一万君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会とし、次の本会議を、明日、5日の午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、明日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、本日はこれをもって散会といたします。皆さん、お疲れさまでした。

午前11時34分 散会

平成30年第6回矢掛町議会第4回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 平成30年12月5日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午後 0時26分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	土 田 正 雄	出	10	高 岡 一 万	出
11	浅 野 毅	出	12	山 野 豊 久	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |           |           |         |
|-------------|-----------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二   | 総務企画課長    | 奥 野 隆 俊 |
| 町 民 課 長     | 稲 田 由 紀 子 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長      | 妹 尾 一 正   | 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 |
| 上下水道課長      | 平 井 勝 志   | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也   | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之   | 総務企画課長代理  | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸   |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    笠 行            淳

6. 議事日程

日程第1 一般質問 7番, 9番, 1番, 6番, 2番, 8番, 11番, 5番

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（高岡一万君） 昨日の会議に引き続き御苦労さまでございます。昨日は、全国各地で夏日を記録するという、非常に異常気象でありましたですけれども、週末にはこれまた非常に寒くなるという予報が出ております。皆さんには、体調管理の方よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 7番, 9番, 1番, 6番, 2番, 18番, 11番, 5番

**○議長（高岡一万君）** 日程第1, 一般質問を行います。お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は8名の方々であります。質問の順序は通告順といたします。

まず、7番, 花川大志君をお願いします。7番, 花川君。

**○7番（花川大志君）** 議席7番, 花川でございます。通告にしたがい、少子化社会における子育て世帯の需要に即応した教育・保育の整備の現状と今後の方策について質問を始めさせていただきます。少子化や核家族の増大による子育て世帯の就労状況の変化, また, 女性が活躍する社会の推進などによる育児環境が多様化している今日, 就学前, つまり小学校へ入る前ですけれども, 本町では, 幼稚園・保育園の段階から, 後の小学校・中学校を通じた, 生活・学習規律などの一貫指導プランや, 同じく系統的な英語学習プラン, いわゆるやかげプランなど, 現在より良い就学前教育を進めていただいております, これはなかなか表面的に評価される機会は少ないようですが, やかげっ子たちにとって大変有意義な取り組みであると, ありがたく思っております。

そのような中, 本年9月, 就学前の子ども達への幼児教育と長時間預かっていただける保育機能を併せもつ幼保連携型認定こども園, 以下この場ではこども園と略しますが, より良い集団活動と子どものことを最優先に考えるとして, 本町はこれに取り組む方針を表明されました。最もこれは, 平成26年度に策定された, 矢掛町子ども・子育て支援事業計画及び同27年度策定の第6次矢掛町振興計画それぞれに, 今後関連する取り組みとして解説されておりますから, 今, にわかという施策ではないと承知しております。

現在, 本町では, 幼稚園4園, 保育園4園, 合計8園が全て公立として運営されており, 安心安全に子育てができる町として町内外から高く評価されておるところでございます。そのような中で, 更に矢掛保育園と矢掛・美川・山田・川面の4つの幼稚園を統合して, こども園へ移行するという基本案については, 今後詳しく提案の根拠, 制度設計などを説明していただかなくてはなりません。

ただし, 運営概要や関連する条例制定などについては, これから議会への上程, そして審議を経るべきものなので, 詳細な制度設計等々については, ここでの主題ではありません。あくまで本町における就学前幼児教育, 保育の現状を確認した上で, 更により良い環境整備が, このこども園移行でなされるのか否か, 審査・議決を行う立場として, 私共議員は, 広く説明責任を果たす必要があるとの観点から行う質問でございます。

よって, 二義的にこども園への移行への根拠が確認できればそれはそれで幸いですが, その前段の子育ての環境の現状と, 将来予測からなる充実した本町の幼児教育に対する御見解をお聞きたい, これが通告の趣旨ですので, そう御理解ください。

周知のとおり、幼稚園は教育課さん、保育園は保健福祉課さん、それぞれが所管されている訳ですが、町民の方々には、その担当区分の意味が多少分かりづらい部分があるようでございます。つまり教育と保育の区分ですが、こども園となると児童の1号から3号までの認定など、なおさらこの根本的な部分の御理解を得る事が必要かと思えます。もしかしたら、こども園移行の賛否の争点になるかもしれません。そういったことへの予備知識として、本町における幼児教育、子育ての現状を確認しつつ、執行部、議会、それぞれが、全体として情報を共有できる本会議のこの場で、あえて質問させていただく事は、至極当然と考えておりますので、よろしくお付き合いください。

まず、昨今需要が高まっている保育園について、質の確保の観点からお尋ねいたします。前段申し上げました子育て世帯の環境変化と多様化、また、本年度から実施された保育園の無償化もあってか、保育需要は頃に高まっており、保育園に通わせたいお子さんの数、いわゆる入園希望数は、ここ数年どういった状況にあるのかをお伺いします。町は、保育需要予測や受け入れ枠などを盛り込んだ子ども・子育て支援事業計画について、昨年の中間年見直しの段階において、2019年の最終年次までの本町の保育需要は、予測計画値を上回ると県に答申されています。

要するに保育園入園希望者数は、町が設定した予想数よりも多くなるということです。短絡的な判断はよろしくありませんが、人口減少、少子化が進む近隣自治体の中にあって、これは矢掛にとって、ある意味明るい予測と言えるのではないかと私は思っています。正に矢掛町の基本構想の大きなテーマの一つである、少子化と人口流出に歯止めをかける対策と、あらゆる意味で自立した地方創生への積極的な取り組み、特に安心、安全に子育てができる町に向けての対処、対策が着実に実を結んでいる結果と私は判じています。

この、保育園への需要の高まりに、子育て環境の変化と多様性が現れており、見方を変えると、女性つまりお母さんの社会進出と、健康で元気なおじいちゃん、おばあちゃん世代の現役化が見て取れるわけでございます。

確かに、ここの部分については、本町の基本理念の一つである生き活きと地域が輝くまちづくりという観点からは、これは大変有意義な状況と私は思います。

しかし、保育の現場を考えると、この需要の高まりに見合う供給はどうなっているのでしょうか。つまり町内各保育園の受け入れ態勢、ハード整備はもとより、待機児童の状況、また、それらに準ずる保育園の人員・配置体制、そもそも保育士さんの数は足りているのかなど、子育て世帯の環境の変化に伴う保育という受け皿の整備の状況です。

そこで、保育の質の確保の観点から、こういった問題点は、その先にあるこども園にも共通する問題との認識のもと、現在の町内保育園を取り巻くそれらの概況について、まず担当課である保健福祉課長さんに御答弁を求めます。

**○議長（高岡一万君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 7番、花川議員さんの御質問にお答えいたします。

保育園をとりまく状況、最近の入園希望数や保育士などの受け皿の整備状況ということですが、保健福祉課では、子ども子育て支援事業計画を、平成26年度に策定をし、平成27年度から平成31年度までの子育て支援のための取り組みを定めておりまして、その中で、保育の量については、対象となる家庭の就労や入園希望ごとに各年度の量の見込みを設定しております。

当初の計画では、平成27年度の0歳から5歳までの人口は、27年度が533人、28年度が508人、



２９年度が４８６人でしたが、実際には、平成２７年度が５４３人で計画より１０人の増、２８年度が５２８人で２０人の増、２９年度が５３９人で５３人の増となっております。

こうした背景の中で、保育園の需要につきましては、当初の計画と実績に大きな乖離が生じたので、昨年度、計画の中間見直しを行っています。中間見直しでは、直近の入園希望数の実績、平成２８年度の３００人、平成２９年度の３２３人を勘案し、平成３０年度の保育園入園者の見込みを８４人上方修正し３２８人、３１年度の見込みを８６人上方修正し３２９人としておりました。

しかし、実際には、子育て支援施策の保育料無料化などの影響もございまして、今年度、平成３０年度の入園者数は直近で３４８人となっており、見直し後の計画値を更に２０人上回り、低年齢のクラスで１１名の待機者が出ております。

また、平成３１年度につきましても、入園申込者が３９５人となっており、現在の保育園の入園が可能な上限の人数であります３７４人を２１人上回っておりまして、見直し後の計画値と比較しても６６人上回っているという状況でございまして、待機児童の数は今後も増え続けると見込まれまして、保育園の需要は高まる一方の状況でございます。

次に、保育士についてでございますが、現在は５９名の保育士によって町内４保育園での園児の保育にあたっておりますが、来年度、平成３１年度には６２名の保育士が必要となる見込みでございまして、入園申込者の増に伴い必要な保育スペースを確保するため、部屋割りを工夫し、必要な保育士を増員することで対応しておりますが、現在の保育園の施設規模では、既に入園希望に対応しきれない状況にきておりまして、早急な対策を講じる必要がございます。

今回、補正予算で認定こども園の設計委託料を計上しておりますが、矢掛幼稚園の空き教室を利用することで新たな保育スペースを確保し、待機児童の解消を図るとともに、幼稚園と保育園の良さを兼ね合わせた、より質の高い子育て支援施設として、平成３２年度の認定こども園の開設を目指しております。

以上のような状況でございますので、よろしくお願いします。

**○議長（高岡一万君）** 花川君。

**○７番（花川大志君）** 御答弁ありがとうございました。本町では、０歳から５歳までの人口は数年前から計画予測値を上回っていたとの事、低年齢クラスでは既に待機児童も出ているという保育需要の高まりは、町全体からみますと前段言及しました嬉しい誤算とも言えますが、一方、保育園の質の確保の観点からは、小川課長さんのお話にもありましてとおり、保育スペースと保育士の確保については、直ちに対処していただきたい喫緊の課題と認識できました。

保育士の確保については、世情いわれている深刻な、なり手不足という社会状況もあり、担当課としては就労の環境整備は大変だと思いますが、県内には幼児教育学科など保育士養成のための学部がある大学や短大も数校ありますし、一歩ずつでもいいと思いますから、そういった方々に本町へ就職を希望してもらえよう、財政的な問題をクリアしつつ正職員割合を増やす職員構成への改善など、簡単ではないことはもちろん承知の上で、なお、進めていただきたいと思います。

教室の増設などハード整備に関しては、矢掛幼稚園の改修で対応されとのこと、これは幼保一元化、つまり、こども園移行の根拠として十分な合理性と整合性を私は感じます。

では、その幼稚園の状況はどうなのでしょう。現在、町内の幼稚園に対する子育て世帯の需要は少なくなっており、いずれも定員充足率は低く、要するに園児の数は極端に少なくなっています。ちなみ

に担当課からは来年、平成31年度の町内4つの幼稚園への通園者合計予測は30名をきるとのレポートが出されています。未確定ですが、4園合計で30名以下です。そういった状況の中、幼稚園では保護者のニーズに対応して預かり保育が実施されています。言うまでもありませんが、通常の教育時間外に園児を受け入れてくださる制度であり、特に保育園が無い地区では保護者にとってはありがたいというお声をお聞きしております。

園児が少ないが故に、「地域の幼稚園としては、少しでも保護者の方の要望にお応えしたいと思う。」と、ある幼稚園の先生のお話をお聞きしました。また、「子ども達の事を考えると、1人でも多くの集団の中で刺激し合えることは必要と思うことがある。」とのことでした。幼稚園の現場の先生方は、子ども達のために、いろいろと考えてくださっているわけですが、学ぶ環境づくりと教育の総合的な推進という、本町が掲げる教育に関する重点目標の上で、3歳児教育も含め、幼稚園に於けるこの預かり保育は、どのような位置づけにあるのでしょうか。

つまり、劇的に需要が減っている幼稚園の継続設置の理由づけとして、単に園児数を確保するというのではなくて、保育園への需要が高まる中、地域の幼稚園における、預かり保育は必要不可欠だという教育的な根拠への御見解をお伺いしたいわけですが、やはり、これも、こども園移行の賛否の争点になるのではないかと、私は推察します。

そこで、預かり保育など、各幼稚園ごとのきめ細かい対応が、こども園移行と共に地域から無くなることのデメリット、一方、こども園移行後における、多数の集団の中での多様な交わりというメリットについて、担当課である教育課長さんの御見解をお聞きしたいので御答弁を求めます。

**○議長（高岡一万君）** 教育課長。

**○教育課長（松島良治君）** 7番、花川議員さんの、2番目の質問、幼稚園における預かり保育の必要性についての御質問に関しまして、お答えをいたします。

まず、幼稚園の預かり保育について簡単に説明をさせていただきます。対象は、現に幼稚園に在籍し、保護者が就労等のため保育できない園児でございます。保育時間は、平日の場合は、通常の保育終了後から午後5時15分まで、土曜・日曜・祝日を除いた休業日、夏休み等でございますが、これは午前8時30分から午後5時15分までとしており、それぞれ規定に基づいて、預かり保育料を保護者から徴収しております。

昨年度、平成29年度ですが、平日、休業日合わせて、7世帯で延べ51日の利用実績でございました。現在、矢掛町では幼稚園と保育園があり、それぞれの長所を生かした運営がなされているところでございますが、幼稚園の良さの一つに、降園時間、幼稚園から帰る時間ですが、だいたい午後2時で、保育園より早く、それだけ家庭で親子そろって過ごす時間が多くとれるという点がございます。そういったことも含めて、幼稚園を御利用いただいておりますが、保護者の就労でありますとか、病気、家族の介護等の理由で保育できない場合には、この預かり保育という制度を御利用いただいております、保護者からみればなくてはならない制度であると言えます。

認定こども園へ移行するまでの間、また、認定こども園へ移行した後についても、これまでと同様、利用しやすい制度として引き続き運営していく必要があるかと思えます。

幼稚園機能が認定こども園として集約することになると、預かり保育も、認定こども園の中の制度として残ることになり、デメリットにはなり得ず、逆に、大きな人数の中での制度ということになるので、通常の保育の時と同様、子どもにとって好ましい、ある程度の規模の集団の中での園生活が実現できる

と思います。

以上、質問に対するお答えとさせていただきます

**○議長（高岡一万君）** 花川君。

**○7番（花川大志君）** 御答弁ありがとうございました。

預かり保育については、保護者のニーズがある限りなくてはならない制度との、松嶋課長さんの御見解でした。これは、私、非常にありがたい御見解だと思っております。

しかし、その上で、こども園移行後は、制度の中において、対象年齢のお子さんがある程度の規模の集団生活ができるので、これはデメリットにはなり得ないとのこと、これはなるほど理解できました。ともかく、園児、保護者双方にとって、既得の利益が守られるよう、制度運営についてはお願いしたいと思います。

前段申しましたとおり、今年度当初から保育園と幼稚園の通園者数には極端な差異ができました。矢掛町に限らず子育て世帯のニーズは、現状、保育園に大きく需要が集まり、こども園移行後は更なる保育の観点に沿った対応にシフトされるのかどうか私は予測が付きません。最もこれは、保護者の方々の選択であり、子育ての環境の変化に準じた結果でありましょうから、行政にも受け入れていただかなくてはなりません。

ただし、幼児教育の観点からは、明確に本町の振興計画等々において就学前教育の充実はしっかりと謳われており、今、保育需要の高まりという矢掛町の現状があるにしても、教育については、今までどおり教育委員会教育課の関わりを要望されるお声を少なからずお聞きしております。これは、こども園を所管する担当課が保健福祉課さんになることも、少なからず影響しているのかもしれませんが。最もこれは、国からの指針ですから致し方ありません。

そこで、教育長さんにお伺いいたします。そういった観点からすれば、昨年の町内4幼稚園の統合案は、一定の規模と多様な集団の中での幼稚園生活が、今の矢掛町の就学前児童には必要とのお考え、つまり幼稚園単独の統合案の合理性が、今、伺えるわけですが、その上で、教育・保育が一元化された後、幼稚園・保育園・小学校・中学校一貫のさまざまな教育長部局の取り組みにどういった影響があるのか否か。

また、保育教諭のライセンスの問題について、現状を踏まえた上でどういった事が懸念されるか。教育行政トップのお立場から、この際、御見解の一端をお聞きしたいと思っておりますので、御答弁の程お願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** 7番、花川議員さんの今後の幼児教育及び保育の行政施策について、教育長としての私の考えの一端を述べさせていただこうと思います。

その前にですね、矢掛町が推進しております、就学前からの取り組みを評価していただきまして、お礼を申し上げたいというふうに思います。

昨年の幼稚園統廃合に関する説明会でも申し上げましたけれども、岡山県教育委員会が平成28年1月発行の、“豊かな育ちにつながる保幼小接続に向けて”，保幼小接続スタンダードを作成しております。その中に、次のような文言が載っております。“幼児期は子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、生活や遊びの中での直接的・間接的な体験を通して、よりよく生きていくための基礎となる力を獲得していく時期です。”とあります。詳細につきましては、この場では割愛さ

せていただきますけれども、幼児期というのは、その後の子どもの発達にとって極めて重要な時期でありまして、より多くの人としっかり関わりながら、好ましい生活習慣を体得し、健康で安全に生活することの大切さをつかむ時期だと考えます。

更に、さまざまな園での活動を通して楽しかった、出来たなどの充実感や達成感を味わう体験をとおりして、いろいろなことに取り組む意欲や態度を培っていくものと考えます。そのためには、より大きな集団の中でお互いに切磋琢磨しながら、必要な力等を自ずと身につけることが何よりも重要と考えます。

本年施行の、新保育所保育指針によりますと、保育とは何かという基本方針を示す改訂の大きなポイントの中に、保育所が、すなわち保育園ございますけれども、我が国の幼児教育施設として位置付けられるとされております。岡山県教育委員会におきましても幼稚園・保育所・認定こども園での教育・保育を幼児教育として位置付け、小学校教育と円滑に接続し、接続期に育てたい生活習慣などの生活をする力、他者への思いやりや、決まりを守るなどの人と関わる力、言葉・数などの習得を目指す学ぶ力の3つの力を育成する取り組みを目指しているところでございます。

御承知のとおり、保育園に対する保護者、御家族のニーズは、非常に高まっております。したがって、保育内容の一層の充実は当然のことながら、子ども集団の中で育まれる部分と、保育士が個々の幼児に対して関わっていかねばならない部分など、保育士の保育力とでもいうのでしょうか、より充実したものが必要となってくると思います。

教育分野ではございませんので、これ以上の事は申し上げませんが、認定こども園というのは、教育と保育を一体的に行い幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ、教育施設であると考えます。更に、保護者や子どものニーズによって、短時間利用と、長時間利用を選択できることも大きな意味があるものと考えます。

とにかく、保護者や子ども達のニーズに的確に対応でき、少子化の現状を打開する上でも矢掛町版の環境整備を進めていくことこそ、今求められているものと考えております。議員さんの御質問のお答えになっているかどうか分かりませんが、私の考えの一端をお話させていただきました。以上でございます。

**○議長（高岡一万君）** 花川君。

**○7番（花川大志君）** 御答弁ありがとうございます。教育長のお立場から、就学前幼児教育と保育の全体を俯瞰した御見解、特に保育園は幼児教育の場であると、今までと違った指針、これを御披露していただきました。これは、町民の皆様お聞きになったら、保育事情は保護者の選択として間違っていない、ちゃんとした就学前の教育・保育、しっかり一元化の施設の中では出来るんだということが分かるメッセージだと私はつくづく思います。

現行の保育園・幼稚園を管轄される担当課長さんお二方の御答弁と併せて、矢掛町内のそれら保育園・幼稚園を取り巻く状況からして、将来的な対処の必要性が理解出来ました。今まさに対策が必要ということでございます。その方策の一つがこども園への移行とするならば、保護者の要望に対応して、行政には今後しっかりその説明をお願いしたいと思います。

現在の矢掛町の現状からみて、子育て世帯のあらゆる要件に対応した、対象児童ごとの1号・2号・3号の定数に準じた適正な認定で、バランスの良い教育・保育の区分けが行えるのであれば、就学前児童の学ぶ環境と、保護者が安心してお子さんを預けられる保育の環境がそれぞれ担保される、こども園移行には整合性と合理性が伺えます。これは、本日の収穫でございました。

その上で、私共も来るべきことも園移行協議に向けて、しっかり調査研究を行うことを申し述べ、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（高岡一万君）** 次に、9番、土田正雄君お願いします。土田君。

**○9番（土田正雄君）** 議席9番の土田でございます。今回は、7月豪雨災害における農地の被害、そして公共育成牧場周辺の環境についての2件について、質問させていただきます。

まず、1件目の7月豪雨災害による農地の災害についてでございますが、7月の豪雨によりまして、床上浸水が約360戸、床下浸水が約180戸とあり、多くの家屋が被害を受けました。

また、町内の農地も約220ヘクタール冠水し、多くの農地に土砂が堆積しました。そのため、多くの水稻や果樹が被害を受けました。稲の収穫が終わりましたが、いまだ農地に流入した土砂は撤去されておられません。

また、河川からの土砂により用水路に多くの土砂が流入していましたが、土砂についてはほとんど撤去され、用水路が壊れている個所については、仮設の水路等で対応し、秋の収穫を無事終えております。

そこで、3点についての質問をさせていただきます。

まず、1点目は農地の被害状況について、2点目は農地に流入した土砂の年度内撤去について、3点目は用水路等の農業用施設復旧見通しについて、以上3点の回答をお願いします。

**○議長（高岡一万君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** それでは、9番、土田議員さんの最初の御質問、7月豪雨災害による農地の被害についての御質問に建設課よりお答えさせていただきます。

まず、1点目の農地の被害状況についてお答えいたします。今回の7月豪雨による農地・農林施設の本町での災害対応といたしましては、補助災害復旧21件、小災害復旧2件、単独災害復旧6件の計29件でございます。その他といたしまして、県の補助費に町単独費で上乘せ補助を行っております平成30年7月豪雨矢掛町農業施設災害復旧緊急対策事業で32件でございます。

2点目の御質問の、農地に流入いたしました土砂の年度内撤去につきましては、現在、順次災害査定を受け工事発注を予定しております。来年1月より工事着手し本年度末までには農地に流入した土砂の撤去については完了する予定でございます。

3点目の御質問であります、用水路等の農業用施設復旧の見通しでございますが、農業施設に関しましては、既に平成30年7月豪雨矢掛町農業施設災害復旧緊急対策事業等で最低限の対応を実施しておりまして、来年度の耕作については支障ない状況でございます。農地の復旧を優先的に実施する事、耕作に支障のない状況であることから、農業用施設の復旧完了時は2019年度末を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

**○議長（高岡一万君）** 土田君。

**○9番（土田正雄君）** それぞれ回答ありがとうございました。2点目の、農地に流入した土砂の撤去については年度内の撤去が完了する予定ということなので、来年の田植えはできるかなというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

そして、3点目については、緊急対策事業で最低限の対策を実施しているので来年度の耕作については、支障がないという回答でございました。耕作放棄地の発生につきましても、やはり農業生産意欲の欠如が原因となる場合も多くあり、災害などによって耕作放棄地発生の一因とならないように個別に対

応していただくことを求める中で、農地の復旧を最優先していただき、農業施設の復旧については、31年度末の完成を目指していただくよう、よろしくお願いしまして1件目の質問を終わります。

次に、公共育成牧場周辺の環境についてお尋ねをいたします。平成29年の4月に、大規模農場“瀬戸内メープルファーム”を矢掛町に誘致して、既に1年10か月余りが経過しております。サブパーラーを備えた牛舎1棟と、搾乳ロボット牛舎が3棟あり、最も大きい400頭収納可能な牛舎には8台の搾乳ロボットが設置されています。これは、24時間稼働の搾乳ロボット牛舎としては、国内随一の規模でございます。昨年末には、目標の1,000頭に対しまして、約9割が導入されております。

牛糞の堆肥化については、堆肥舎の中でおがくずなどにより水分調整し、好気性の発酵により堆肥化を進めておりました。しかし、今年になってから、堆肥舎による発酵が出来ず、数千トンの牛糞が堆肥舎や周辺の敷地に野積みされております。

そのため、周辺に臭気が漂ったり、池の水が茶色になるなど、環境に変化が起きており、地元の住民も不安を抱えております。

また、昨年末よりフレコンパックに入りました、おからの搬入もされており、フレコンパックが破れて腐敗臭が出ております。こういった目的で搬入されたものか分かりませんが、いまだに利用されず放置されたままになっております。

そこで、3点について質問を行います。まず、1点目は瀬戸内メープルファームからの臭気について、2点目は、牛糞堆肥の処理の状況及び今後の対策について、3点目は、搬入しているおからの処理について、以上3点についての回答をお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 9番、土田議員さんの瀬戸内メープルファームからの臭気及び牛糞堆肥の処理の状況及び今後の対策、おからの処理についての御質問について、産業観光課からお答えします。

家畜の排せつ物は、家畜排せつ物法、その他の関係法令に基づいて、畜産農家の責任において処理すべき内容でございます。家畜排せつ物の臭い等のお問い合わせの電話がありました際には、畜産農家へ、現地での指導により改善を図ってきました。

また、瀬戸内メープルファームに牛糞堆肥及びおからの一部の処理が適切に行われていない状況がございました。

なお、住民の皆様から、臭い等のお問い合わせがありました際にも、その都度、現地調査、指導を何回も行っておりました。

先月も牛糞のお問い合わせがあり、事業者への事情聴取、調査、また、町の畜産公害及び環境関係の職員による現地調査も行いました。

その際には、岡山県の畜産公害並びに環境関係課にも同行していただき、法令に基づき強く指導していただいたところです。

現在、瀬戸内メープルファームにおいて対処をしており、おからにつきましては今月末までに、牛糞堆肥につきましては来年12月末までに、全て完了する計画の報告がありました。

今後の対策につきましては、業者の責任において処理されるべきものであることを前提に、岡山県の畜産及び環境の担当課の指導の下、関係部署と連携いたしまして、家畜排せつ物の処理が適切に行われるように、引き続き状況を確認しながら対応してまいりたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 土田君。

**○9番（土田正雄君）** それぞれ回答ありがとうございました。まず1点目の、臭気の対策についてでございますが、牛舎からの臭気は換気扇によってかなり出ているのが現状でございます。今年になってからも、西三成や東三成でも、朝夕の気圧の低い時期に匂いがするといったような声も聞いております。公共育成牧場の跡地利用を考えるうえでも、臭気を軽減させることは必要と思いますが、今後の臭気対策についての考えをまずお願いします。

2点目は、牛糞堆肥の処理については、今年11月26日に産業福祉常任委員会が視察に行った時に、堆肥舎の前に野積みされていた牛糞は、既に美星町の方に運搬されており、きれいに片付いております。しかしながら、堆肥舎には約6,000トンの牛糞が通路にも天井高く積まれておりまして、聞いたところ処理には1年近くかかるというふうに聞いております。一般的に乳牛は約1日に45キロの糞尿が出ると言われております。850頭で年間約1万4,000トンになります。堆肥舎が完成し稼働してから半年後の昨年の10月には、新しい堆肥処理システムを平成30年の2月から稼働する予定というふうに聞いております。しかし、いまだに堆肥処理システムは完成しておらず、牛糞は増え続けております。そこで、2万トンの牛糞が本当に1年間で処理できるものかどうかお尋ねします。

次に、3点目は搬入されたおからについても、先ほど言いました11月26日には堆肥舎の脇に無く、別な場所に搬送されておりました。おからを牛の飼料にというふうに利用を考えての搬入と思いますが、搬入されてから1年余りも経過し、非常に腐敗し易く、悪臭を放つおからを廃棄物と判断いたしますには、一般的に総合判断が必要とされていますが、有効活用ができないと分かっている物を搬入し続けるということは、おからを廃棄物と判断せざるを得ないのではないのでしょうか。別の事業所から出たおからを乾燥発酵させてから焼却する計画というふうに聞いておりますが、法的に問題ないのかお尋ねします。以上3点の回答を求めます。

**○議長（高岡一万君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 9番、土田議員さんの再質問について、産業観光課からお答えいたします。

まず1点目の臭気対策、2点目の牛糞堆肥の処理でございます。業者からの報告によりますと、11月までは2基の堆肥の乾燥システムが稼働しており、西日本豪雨災害の関係で3基目のシステムの導入が遅れ、11月に導入、試運転を終え、12月初旬から本格的に稼働が始まり、このシステムにより乾燥した堆肥を計画的に散布するものとお聞きしております。

3点目の、おからにつきましては、業者からの処理計画書によると、乾燥システムにより処理し、12月末までに大黒天物産株式会社の系列の直営農場へ、肥料として利用するものとお聞きしております。

なお、処理状況につきましては、毎月、確認を行ってまいりたいと考えております。原則は、関係法令に基づいて、事業者の責任において処理すべきものですが、岡山県の指導の下、関係部署と連携いたしまして、適切な処理が行われるように引き続き、状況を確認しながら対応してまいりたいと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 土田君。

**○9番（土田正雄君）** それぞれ、再質問に対しての回答ありがとうございました。

1点目は、牛糞を新たに導入したシステムによりまして、乾燥した堆肥を計画的に散布するという回

答でございますが、現在、現地には小型の焼却炉が設置されておりまして、11月26日も、現地で説明を受けたのは今後、乾燥発酵させてから焼却するというふうな計画というふうに聞いております。

そこで、乾燥させた堆肥をどこに散布するのか、乾燥させた堆肥を焼却する計画なのかどうか、お尋ねをします。

また、先ほどの牛舎からの臭気に対する、今後の対策について回答がないので併せて回答をお願いいたします。

2点目は、牛房200平米以上は特定事業所となり、排出水の水質基準を守らなければならないが、排水が池に流れ込んでいるため、池の水が茶色になってきております。排出水の色に対する規制はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

次に3点目、おからについては、業者からの処理計画書によると、乾燥システムにより12月末までに笠岡の直営農場へ肥料として利用するという回答が先ほどありましたが、腐敗し易いおからを豆腐工場から貰い受けて肥料にすることが本当にできるのかどうか、また、産業廃棄物処理法に違反しないのかどうか、再度お尋ねします。以上3点の回答を求めます。

**○議長（高岡一万君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** 土田議員さん、再々質問ということで、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。ここまで課長が答弁をいたしておりますので、似たようなお答えになろうかと思いますが、基本的には事業者が責任を持って、法令遵守をしていただいて、責任を持って対応していただくというものでございます。既に、県も指導等入っておりますので、町としてもしっかりと連携しながら、引き続き指導を重ねてまいりたいというふうに思っております。

具体的に3点、再質問があったと思うんですが、まず1点目、乾燥させた堆肥を散布するのか、焼却するのかという御質問ですが、課長が答えましたとおり、現時点では乾燥して堆肥として利用するというふうに聞いております。堆肥が完成した後の具体的な散布場所なんですが、これについては、独自ルートも含めてまだまだ調整中ということで、町としても農家への取り次ぎ等、今、協力を行っているという段階でございます。

それから、焼却ですが、技術的に小型焼却炉で焼却できるわけですし、技術的、システムの的には焼却可能ということで、実際兼ねてからそうした処理方法というのを研究されて視野に入れながら検討されてきたという経緯もありますので、手続き等含めて、今後の処理の一つの手段になるのではないかとこのように思っております。

それから、臭気ですが当然ゼロにはなりません、抑えていくにはとにかく牛舎を清潔にさせていただく、また、糞尿等の水分調整をしっかりとさせていただくと、これに尽きると思うんですが、堆肥の再利用いますか、堆肥の戻しとかもお話されておりましたので、そういうことも含めて調査して、指導をしていきたいと思っています。

2点目の、排出水ですが、当然、特定事業所の届け出もされております。牛舎等の直接の排出水については、浄化槽を設けてありまして、法的規制もあります。水質検査も法定検査以外にも自主検査を含めて、定期的に行っていらっしゃるって、掲示も実際されております。牛舎等からの直接排出水については問題無いとは思いますが、池の水の色については、メープルファームさんが来られる以前から、認識をいたしております、引き続き町としても注視はしてまいりたいと思っています。

3点目のおからですが、今年中、12月ですが、今年中に肥料化して笠岡の直営農場で利用するとい



う計画書を提出いただいております。今年中、1か月少々なんですけど、そのとおりに出来るように、スパンが短いので、逆にしっかりと見ていきたいと思っております。

それから、産業廃棄物処理法、肥料化とか、飼料化する限りは問題はないんですが、既に、監督官庁であります県が確認をして状況も把握した上で、指導を行っておりますので、現時点では県も違法性はないと判断していると、町も捉えております。申しましたとおり、基本的には事業者の責任において対応すべきものとして、監督官庁の県が権限的に対応いたしておりますので、町としても連携して注視と言いますか監視をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。以上でございます。

**○議長（高岡一万君）** 土田君。

**○9番（土田正雄君）** 再々質問についての回答ありがとうございました。先ほどの回答の中にもありましたように、牛糞もおからも肥料化、堆肥化するのであれば廃棄物ではないということなんで、適正な処理の方をよろしくお願いいたします。今後、地域の環境が守られて法的に適正に処理されるよう、見守っていきたくて考えております。

また、県の環境課と畜産物生産課においても現場を調査していると聞いておりますが、その結果を踏まえて、今後の対応については考えたいと思っております。県民局の関係課に調査結果の報告をしていただくように求めまして、私の全ての質問を終わります。

**○議長（高岡一万君）** 次に、1番、田中輝夫君お願いします。1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 議席1番、田中輝夫でございます。水道事業についてと会計年度任用職員制度について、2点質問させていただきます。

まず、1点目、水道事業について通告にしたがい質問させていただきます。水道事業は、町民の生活に不可欠なライフラインであり、担当課は町民に安全な水を安定的に供給するため、よく頑張ってくれていると思っております。特に、先般の災害時においても一時断水になりましたが、数日中、短期間で復旧されたことには感謝いたしております。

本町の水道事業は、昭和50年4月から給水を開始しています。その後、給水区域の拡大に合わせて5次に渡る水道施設の拡張を実施し、水を安定的に供給するための事業運営に努めておられます。現在、その水道事業も、給水開始から40数年経過したことで課題はいくつかあります。浄水場などの構築物の老朽化、耐震化、管路の更新、施設の統廃合、水道事業の広域連携などたくさんありますが、その中で2点について質問をします。

1点目、漏水等の無駄がないことを示す数値として、有収率、1日の平均給水量を1日の平均排水量で割った割合がありますが、現在は何パーセント位になっているのか。また、他の町村水道事業では有収率はどれくらいか。また、有収率が低いと水道料金の値上げの要因になるのではないかと。

2点目、管路について、水道事業開始時には、安価で施工性が良いセメント管を使用していましたが、破損率が高いことで、漏水防止や耐震性からプラスチック樹脂製等に取り替えられています。現在セメント管からプラスチック樹脂管などに更新できていないのは、どれくらい残っているのか。また、残っているのであれば、何年後を目途に更新する予定なのか、お教えいただきたいと思います。担当課長の回答よろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 1番、田中議員さんの、上水道事業についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問の、有収率の状況でございますが、岡山県下の市町村水道事業の状況ですが、平成28年度の値になりますが、県下の平均で86.3パーセント、本町は87.7パーセントという事で、平均よりやや上位に位置してございます。有収率は、水道管の更新工事や濁り水の発生時に実施いたします排水管内の洗浄作業や、消防用水、また、漏水などで発生する水量により上下し、有収率が低くなることは、収益効率の低下につながってくるため、最終的には料金設定の一因となります。

有収率の向上対策といたしまして、従来は管路の更新、また、住民からの通報を受けての漏水修理を実施することで対策としてまいりましたが、なかなか有収率の向上につながらないため、平成27年度から、地表面に現れていない漏水発見のため、未更新管路や給水管を中心とした漏水調査を行い、漏水の早期発見、早期対応を行うことで有収率の改善を図っています。

また、凍結による家庭内給水管の破裂での宅内漏水についても、減免措置分については有収率低下の一因となることから、広報等を通じ凍結防止対策の実施を、各家庭に積極的に呼び掛けていくなどの取り組みを行っております。今後も、有収率の向上に向け、さまざまな対策に取り組んでまいります。

次に、2点目の老朽セメント管の更新状況と、完了予定でございます。老朽セメント管更新事業につきましては、基幹管路として設置されていた延長3.2キロメートルのセメント管について、老朽管更新計画を策定し、国庫補助事業を活用した更新事業や、下水道工事の実施に併せた効率的な更新事業を実施しております。平成29年度末の更新率は、87.3パーセント、未更新管路延長は4.1キロメートルで、本年度においても更新事業を実施しており、平成30年度末時点での老朽セメント管更新率は89.3パーセント、未更新管路延長は3.4キロメートルとなる見込であり、現在の更新計画では、更新完了を平成34年度末の目標としております。

今後も、町民の皆様に、安全・安心・安定した水道水を供給できるよう、効率的、また、積極的に老朽セメント管の更新事業に取り組み、早期の更新完了を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

**○議長（高岡一万君）** 田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 御答弁ありがとうございました。水道施設の改修等も順次進んでいることを承知しました。いみじくも国会では、本日、参議院で水道法の改正案が審議され可決されるようですし、明日、衆議院でも可決されるようです。そういう中で、人口減少から水の使用量が減り全国的に経営難になっている水道事業所があり、国は2019年から県を調整役として水道事業者の統合を進め浄水場など施設の一部の共同利用、料金徴収や施設管理の共同化など広域化の方針を進めるようです。

また、官民連携のコンセッション方式も進めてくる可能性があります。コンセッション方式は慎重な上にも慎重な審議でお願いしたいというふうに思います。今回の質問の趣旨は、水道料金の値上げが想定される中で早期値上げにならないようお願いと、引き続き安全な水の供給をお願いしまして、水道事業についての質問を終わります。

続きまして、会計年度任用職員制度についてでございます。これも、通告にしたがい質問させていただきます。政府は働き方改革として、同一労働同一賃金など、非正規労働者の改善を進めています。昨年、地方公務員法と地方自治法が改正され、2020年4月からは非正規職員に会計年度任用職員制度が導入されることになりました。制度導入に向けたスケジュールでは2018年度中には実態把握及び任用の適正化の検討を行い、2019年度春までには条例化することとなっているようです。本町においても導入に向けた準備は進めていると推察しますが、制度導入により町民への行政サービスに影響があるのではな

いかと考え、以下の点について質問します。

1 点目、会計年度任用職員制度とはどのようなものか。

2 点目、現在の本町における正規職員数、非正規職員数、非正規比率は、一般行政事務、病院、看護師、保育園給食調理員など、各分野ごとの現状はどうなっているのか。

3 点目、条例制定に向けて準備が進められると思いますが、現状はどうなっているのか、その3点について担当課長の御答弁をお願いします。

**○議長（高岡一万君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 1 番議員、田中議員さんの会計年度任用職員制度についての御質問に、お答えさせていただきます。

はじめの質問ですが、会計年度任用職員制度はどういうものかという御質問でございます。全国の自治体の厳しい財政状況等を理由に、この10年近くで任期の定めのない常勤職員数は約30万人減少しております。その一方で、臨時・非常勤職員は約20万人増加いたしております、60万人を超えております。

教育、子育て等のさまざまな地方行政の分野で重要な担い手となっている臨時・非常勤職員ですが、任用の要件、方法や勤務条件等が法文上明確でなく、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、国では地方公務員法及び地方自治法を改正し、地方公共団体の臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保するために制度化したのが会計年度任用職員でございます。

改正の内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図りますとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への移行を図るというものでございます。

今回、新たに設けられました会計年度任用職員は、1会計年度、1年を超えない範囲で置かれる一般職の非常勤の職ということになります。また、1週間当たりの通常の勤務時間に応じまして、常勤職員の勤務時間と同一であるものがフルタイムの職、短い時間であるものがパートタイムの職に分かれるものです。

更に、一般職に適用されます各種の規定が適用されまして、服務の宣誓、政治的行為の制限、営利企業従事の制限なども適用されます。従来は、制度が不明確であり、各地方公共団体によって任用・勤務条件に関する取り扱いが異なっておりましたが、改正によって統一的な取り扱いが定められ、今後の制度的な基盤を構築することによりまして、各地方公共団体におけます臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保しようとするもので、法律の施行は平成32年、2020年の4月1日でございます。

次に、本町の職員の現状の御質問でございます。本年11月1日現在の状況でございますが、正職員及び嘱託職員・臨時職員の合計は440人でございます。その内訳は正職員が215人で48.9パーセント、嘱託職員が169人で38.4パーセント、臨時職員が56人で12.7パーセントでございます。

また、担当業務や事業内容等の分野別の状況でございますが、一般事務職では、正職員が約70パーセント、嘱託・臨時職員が約30パーセントとなっております。専門的知識・技能・資格を必要とします職務・職種では医療、教育、子育て等になりますけれども、こういった分野で重要な担い手となっていておりますが、嘱託職員・臨時職員の比率が高くなっておりまして、看護師が約19パーセント、保育士が約94パーセント、幼稚園教諭が約55パーセントで、また、調理員、介護職員、図書館司書、学芸員等の業務では、嘱託職員・臨時職員の比率が非常に高くなっております。制度導入後は、

これらの嘱託職員、臨時職員が会計年度任用職員に移行することが見込まれております。

次に、現在の取り組み状況ということでございますが、これにつきましては、現在、協議を行いながら、制度設計を進めているところでございます。平成32年、2020年の4月の法施行を踏まえまして、新たに会計年度任用職員の給与・分限・懲戒、育児休業などの勤務条件等の条例・規則を制定し、現行条例等につきましても改正を行う必要がございます。条例の制定・改正案の上程は、平成31年度の早い時期までに行うというふうに求められておるところでございます。

また、人事・給与等の管理、職員からの届出・申請処理等に関する業務を行う人事給与システムについての改修等も検討を行っているところでございます。

以上で御質問の回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 田中議員。

**○1番（田中輝夫君）** 答弁ありがとうございました。その説明の中で再度質問させていただきます。会計年度任用職員制度が導入されることで、職員、臨時職員、嘱託職員などの働き方とか、処遇にどのような影響があるのか、教えていただきたいと思ひますし、また、定年退職の方が再雇用、再任用される場合には、これに該当するのかどうか教えていただきたいというふうに思ひます。担当課長よろしくお願ひいたします。

**○議長（高岡一万君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** それでは、再質問にお答えさせていただきます。

会計年度任用職員制度の導入に伴います、働き方、処遇には、どのような影響があるかという御質問でございます。

矢掛町では、これまでも高齢化社会、介護、少子化対策、教育の充実等をはじめといたします各種のまちづくり施策を実行する担い手となる職員の確保に力を注いでまいりました。独自で各種手当を支給するなど、優秀な人材確保、働きやすい環境整備をすすめてまいりました。会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、給与、諸手当等が規定されることとなりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、矢掛町では働きやすい環境整備のための給与、手当等を支給いたしております。

また、会計年度任用職員は1年度ごとの採用になりますけれども、再度の任用ができるなど、現在の嘱託職員・臨時職員の給与面や任用要件等の処遇、働き方に実質的に変わることはございません。現状の矢掛町の嘱託・臨時職員の任用形態と新たに導入されます会計年度任用職員による各職場・職域への影響度、また、財政面への影響等も考慮しながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、定年退職した職員にも、この会計年度任用職員制度が適用されるのかということでございますが、現在、公務員の定年年齢は60歳ということになっております。定年後の働き方は本人の選択ということになってまいります。引き続き、役場の関連業務の仕事をする場合、一つには再任用制度により働くことができます。これは、公的年金の支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられることに伴いまして、60歳で定年退職する職員については再任用制度によって雇用と年金との接続が図られておりまして、再任用を希望する場合は引き続いて一般職としての公務員に任用されます。

また、再任用制度によらず、職務経験や知識を活かして公務の関連業務など嘱託職員として働いていただくという選択方法もございます。その場合、会計年度任用職員制度が適用されるということになるかと見込んでおりますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（高岡一万君）** 田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 御答弁ありがとうございました。職員の約半数が非正規職員という現状の中で、医療、教育、子育て等の専門的知識、技能、資格を必要とする職種では、特に比率が高くなっています。町民の暮らしや、命、教育に直接係わる現場、業務の職員が法律で1年と定められたことを根拠に雇用中止で毎年職員が代わるようでは、行政サービスの低下を招きます。非正規職員の要望は、賃金アップと雇用継続です。年度末には、次年度働けるかどうか心配しなければならない状態を解消して欲しいという願いは切実です。会計年度任用職員制度も、再任用ができるというふうなことの説明でしたので、制度導入後も、現在の労働条件が悪化しない取り組みをお願いしまして、質問を終わります。

**○議長（高岡一万君）** お諮りいたします。ここで、15分程度休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、10時55分まで休憩といたします。休憩。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

**○議長（高岡一万君）** 休憩を閉じ、休憩前に引続き、会議を開きます。

6番、山部多喜夫君、お願いします。

**○6番（山部多喜夫君）** 議席6番、山部でございます。

それでは、通告にしたがひまして、7月豪雨災害における河川及び支流について3点一括で質問します。

まず、1点目として、矢掛町内においても小田川及び支流において、決壊やバックウォーター現象により過去に無い甚大な災害が発生しました。

小田川の水量については、高梁川の水位に左右され、最悪の場合はバックウォーター現象が発生し、越水や堤防決壊の危険性があるとの見解から50年前に小田川の付け替え工事が計画されていましたが、計画倒れとなっていました。今回の災害を受け、専門家の原因調査報告によれば、やはり付け替え工事が必要との結論が出ています。先の岡山県議会で高梁川との合流点を4.6キロメートル下に移すことでの危険性の質問がありましたが、伊原木知事は「付け替え工事完了後は、小田川の水位が約5メートル低下し、今回の豪雨と同程度の流量を安全に流せる。地域の安全度は大きく高まる。」との答弁がありました。

ここで質問ですが、付け替え工事の着手及び完了はいつになるのか問います。

また、矢掛町での水位はどの位低下し、今回の災害が想定上どの程度防止できたでしょうか。

ちなみに、矢掛観測所水位では氾濫危険水位3.2メートルを今回は約1メートルオーバーしていたとの報告がありました。

次に、2点目として水門の管理、被災状況について質問します。現状は、小田川が増水するごとに逆流防止のため水門を閉めると、内水が溜り浸水となります。小田川の付け替え工事により、流れもスムーズになり水位が低下すれば、湛水防除の使用頻度がどの程度減少するのでしょうか。また、湛水防除においても今回町内の多くの施設が被災しました。東三成の場合は、モーター、制御装置は水没寸前でくい止めましたが、町内には水没した設備もあり今後の対策を問います。

3点目として、小田川及び支流でも決壊や決壊寸前の堤防は応急修理で、台風25号での越水は免れ

ましたが、今後の完全復旧はいつ頃か問います。

ちなみに、矢掛町管理の原川は対策を着手していますが、岡山県管理の大谷川はどうなっているでしょうか。以上3点、担当課長の御答弁をお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** それでは、6番、山部議員さんの御質問、小田川の付け替え工事によりまして矢掛町での期待効果は、についての3点の御質問に、建設課よりお答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問でございますが、小田川の付け替え工事は国土交通省の事業でございますので、事業担当者であります国土交通省岡山河川事務所に確認いたしましたところ、河川激甚災害対策特別緊急事業として、本年度より着手し、概ね5か年、2023年を目標に事業実施するとの事ございました。

また、水位に関しましては、矢掛町と真備町境で約1メートル程度小田川の水位が低下し、この事業により小田川沿川の内水被害が大幅に減少する見込みであるとの事ございました。

2点目の御質問でございますが、これは、小田川の付け替え工事によります湛水防除施設の負担軽減についての御質問だと思います。湛水防除施設は、堤内地の農業用排水施設でございますので、小田川の付け替え工事と使用頻度に関しての関連はありません。したがって使用頻度は現状のままでございます。

次に、被災した湛水防除施設の今後の対策についてでございますが、今回の7月豪雨により、町内7か所全ての湛水防除施設が被災しております。被災した施設7か所の内、大仁五につきましては矢掛町で対応、それ以外は県で対応する予定でございます。

9月の一般質問でもお答えいたしましたとおり、既に各排水機場の応急対応を完了しており、被害状況により復旧方法は異なりますが、矢神・福万・中・東三成・大仁五の5排水機場につきましては補助災害復旧、また、里山田・横谷排水機場については単独災害復旧で対応予定でございます。

今後の対策についてでございますが、今回の被災に対する災害復旧事業は現状復旧が原則であります。排水能力の変更はございません。しかし、主だった故障箇所が電気系統の配電盤であるため、対策の一環として配電盤の位置を可能な限り嵩上げする計画でございます。

また、復旧完了予定は2019年度末の予定でございます。

3点目の堤防復旧時期でございますが、小田川決壊箇所及び大谷川については県管理河川であるため、工事担当者であります岡山県備中県民局井笠地域事務所に確認したところ、小田川については2019年5月末を予定しているとのことでございました。

また、大谷川につきましては、現在大型土嚢等で応急復旧を完了しており、治水機能、車両の通行等に支障がないことから緊急性の高い被災箇所からの対応となるため2019年度末完成を目標としているとの事でございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 山部君。

**○6番（山部多喜夫君）** 御答弁ありがとうございます。今回の質問は、県管理の内容がほとんどでしたが、災害を受けるのは町民です。最重要課題として今後とも取り組みをお願いいたします。

さて、小田川付け替え工事が5年後完了すると、今回の豪雨に対し真備町との境、矢掛町東三成の吉備様辺りで水位が1メートル程度低下し、沿川の内水被害が大幅に減少するとの回答をいただきました。

また、湛水防除につきましては、応急対策は実施済みで、恒久対策は来年度末完了、そして、河川の

復旧についても工事完了予定の提示がありました。

矢掛町内の河川は浚渫、立木の伐採など進んでいますが、まだゴミ等が見受けられ、観光の町矢掛らしさが出せるよう、作業を計画的に進めるようお願いします。

最近では、二酸化炭素等で地球温暖化、異常気象により想定外の雨とか、今までにない記録的な雨量と言われています。温暖化もブレーキが利かず、西暦2100年、80年先になりますが、岡山市では、気温が43.2度になるとの予想が出ています。

災害は、いつやって来るか分かりません。予測もできません。復旧工事につきましては、1日でも早く完了するよう、県にも強力に働きかけをお願いします。

再質問として、建設課長にお伺いいたします。矢掛町内の災害復旧について、順調に対応してもらっていますが、状況について所見をお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 建設課長

**○建設課長（渡邊孝一君）** 6番、山部議員さんの再質問、矢掛町の災害復旧状況についてお答えいたします。

農地の災害復旧状況につきましては、先ほど9番議員、土田議員さんの御質問をいただきまして、既に答弁をさせていただいておりますので、山部議員さんの再質問に関しましては土木災害についてお答えをさせていただきます。

今回の7月豪雨による本町の土木施設の被災状況といたしましては、補助災害復旧22件、小災害復旧15件、単独災害復旧35件の計72件でございます。種別といたしましては道路39件、橋梁1件、河川19件、その他3件でございます。

復旧状況といたしましては、9月上旬より緊急性の高いものから、順次災害査定を受け工事発注を行っております。11月末現在で12件の工事を発注しており、既に1か所は完了しております。今後も順次、工事発注を予定しておりまして、橋梁を除く災害復旧工事を2019年9月完了を目指し、職員一丸となって努力している状況でございます。

また、新聞報道等でも大きく取り上げられました古屋谷橋については、国土交通省より貸与された仮設橋を設置しており、今後、被災した橋梁を撤去し橋梁を新設する計画でございまして、完成は2020年12月を予定しております。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 山部君。

**○6番（山部多喜夫君）** 御答弁ありがとうございました。

復旧工事が完了した後は、類似箇所、設備の横にらみ、水平展開を行い、2度と災害が起きないように、努めていただく事をお願いいたします。

そして、河川につきましては、学校校歌にもありますように、綺麗で安心して住めるよう、官民一丸となって取り組む事が必要と考えます。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（高岡一万君）** 次に、2番、高月敏文君をお願いします。2番、高月君。

**○2番（高月敏文君）** 議席2番、高月でございます。通告にしたがい、今回の豪雨災害の情報収集、発信について早々に質問させていただきます。7月の豪雨災害から5か月が経ちました。行政の早急な対応で、多くの災害復旧が計画的に順調に進み、ありがとうございます。まだまだ不安なことが数多く

あります。あの時ももう少し早く避難していたら、車等も被害にあわずに済んだのだと思っている方もおられると思います。

そこで、まず水防本部、防災対策本部の現在の情報収集の方法と、どのようなタイミングで避難指示等を本部から発信しているのかお聞きしたいと思います。

また、今回の経験を活かしてすぐに実行している情報収集の方法、発信とか、今後、対策実施したい情報収集、発信の方法があるのかお聞きしたいと思います。

また、今回の緊急のアピールが不足していたように思われますので、私の提案として、有線放送では発信時の最初に新幹線の発車音、もっと重要な場合にはサイレン音等を入れて、注意の強化を入れて放送したらいいと思います。他にも最近はスマホの活用で、矢掛町情報配信メールもあって、振動とか音とか、緊急性のアピールが必要ではないかと思っています。この点について、総務企画課長さんに御答弁をお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 2番議員、高月議員さんの、災害時の情報収集、発信等の御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

1つ目の御質問、災害に関する情報収集の方法、避難情報等の発信でございます。气象台や岡山県等から発信される気象情報や河川の観測情報、被害の発生状況報告、その他災害に関する情報は、防災活動を円滑に、また、的確に実施する上で不可欠でございます。被害状況等の収集方法ですけれども、小田川の水位情報は、岡山県の水位観測局として栄橋、中央橋の2か所の水位を、また、国土交通省岡山河川事務所の水位観測所としては、弦橋の上でございます。それぞれインターネットで水位情報の配信をしております、情報を得ております。なお、栄橋下流の県の観測所では、ライブカメラで、1分毎の状況を配信しており確認することができます。

更に、水位の情報は弦橋にあります水番所で警戒にあたっているのをはじめまして、消防団、水防団によります各地区内の河川の巡回による状況の収集、また、水門管理者や、排水機場からの情報が入ってまいります。

また、河川の水位以外の情報につきましても消防団、警察、消防署等の防災関係機関により現地から寄せられる情報、あるいは、町民の方々から現地の情報などが寄せられておるところでございます。

町ではこうした気象情報や、現地の状況などを総合的に、勘案いたしまして、避難準備情報等を発信しているというところでございます。

次に、反省を活かして今後、実施したい項目があるかという御質問でございます。

このたびの、災害発生から約5か月を経過したところでございます。災害発生直後の緊急、応急の対策期から、被災者生活支援や家屋や施設の復旧復興期に入っております。国や岡山県の支援制度を活用しながら、また、町独自の支援策や国県制度への上乗せ制度等、復旧対策を進めているところでございます。

この災害によりまして、町内各地にはまだダメージが残っており、警戒レベルを下げた対応が当面求められております。また、本年は大型台風、迷走台風などの発生によりまして、早めの警戒体制を執りまして、避難所を開設し、避難勧告等の発令も行ったところでございます。

こうした7月豪雨災害や、その後の台風発生への対応、被災経験、教訓を検証し、今後の防災体制、計画に反映させる必要がございます。そのため、現在、役場庁内では災害への対応状況、各対策部の担



当業務の実施結果等につきまして、調査を行っているところでございます。この調査を踏まえまして、防災計画の見直しも含め、今後の防災体制の強化、充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

1点目の御質問のありました、避難情報などの情報伝達手段につきましても、更にきめ細かく町民の皆様へ伝達できるよう、新たな伝達システムの導入につきまして、総務省からのアドバイザーを派遣いただきながら検討を始めたところでございます。矢掛町の地理、地形に合った、また、現状の情報伝達システムとの連携が図れるよう、整備をしていきたいというふうに考えております。

次に、情報発信時の緊急性のアピールということでございます。災害関連の情報発信には、気象情報や道路交通情報などの生活関連情報のお知らせや、避難勧告や、避難指示等の命に関わるような情報など緊急性の高いものまで多岐にわたります。

御指摘にありますような緊急性の高い情報につきましては、有線放送のサイレン音での放送開始や、今後導入予定の伝達システム導入に当たりましても、音・光等による緊急性をアピールできるようシステム化を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、避難勧告や避難指示等の緊急性の高い情報発信では、矢掛町からの防災情報をいち早く町民の皆さんに伝達する広報手段といたしまして、携帯電話をお持ちの方には、被災のおそれのあるエリアに一斉配信する緊急速報、エリアメールの配信を行います。警報音の後、避難勧告や避難指示などの発令をお知らせします。携帯電話を御利用の方は、手続きもいらずに使用料・通信料無料でこのサービスを受けることができます。

また、この場をお借りいたしまして、矢掛町情報配信メールでの御登録を町民の皆様をお願いしたいというふうに思います。矢掛町では、町民の皆様へ気象情報や注意報が発令された時に、その情報を配信する、矢掛町情報配信メールを整備いたしております。そのほか、災害発生のおそれや避難に関する情報、火災情報、その他緊急情報など、必要な情報を選んで受信することができます。

携帯電話が普及している現在、この矢掛町情報配信メールの登録によりまして、どこにいても所有者個人に矢掛町の情報を送ることができます。避難情報なども得ることができます。登録はどなたでもできます。矢掛町外にお住まいの方でも登録ができます。1人暮らしの高齢者の世帯にも、町外の都会などにお住まいの親戚等の方から、避難情報等の緊急情報を1人暮らしの方にも、お伝えいただくこともできます。安全な暮らしのための情報をお届けしておりますので、御登録をお勧めいただくようお願いいたします。回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 高月君。

**○2番（高月敏文君）** 御答弁ありがとうございました。細かな情報収集と緊急性の時のアピールできる方法を検討していただくことを感じました。

また、携帯電話が普及している現在、矢掛町情報配信メールの登録により、どこにいても矢掛町の情報を送ることができ、1人暮らしの高齢者世帯にも町外の都会などに住んでいる親戚等から避難情報などの緊急情報を伝えることができる大変便利な矢掛町情報配信メールの登録をすることが大変重要だということを私も感じております。

今回、矢掛町には、矢掛町地域防災計画というのがあって、第2章災害予防計画、第1節に防災業務施設・設備等の整備、その中の第2項目に通信施設・設備等という欄がありまして、その中の1番に、防災無線設備の整備というのがあって、新たにデジタル化した次期防災無線の整備計画を検討し、町本

部と防災関係機関及び避難所等の連絡体制を整備するという項目と、3番目にケーブルテレビで音声告知放送システムの導入の検討を行うという項目がありますが、この2点の項目について進捗状況をお聞きしたいので再質問として担当課の御答弁をお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** それでは、再質問にお答えさせていただきます。気象情報や避難情報等の、防災に関する情報発信の取り組みの状況、今後の方針ということでございます。

このたびの災害を通じまして多くの課題が見えてまいりました。先ほども申し上げましたが、現在その検証を行い、防災計画等の見直しも含め、防災体制の充実強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

情報発信の充実でございますが、現在、情報発信方法といたしましては、有線放送、町のホームページへの掲載、情報配信メール、矢掛放送、NHKへの情報提供等によりまして発信をいたしているところでございます。それぞれの情報発信媒体の持つ機能を補完し合いながら、情報を提供しているところでございます。

更に、消防団による警戒広報、自助・共助に基づきます自主防災組織等による活動でも周知が行なわれておるところでございます。災害などの緊急時に安全安心に関わる情報を多様なメディアの活用、多様な伝達手段の確保を通じまして、誰もが迅速かつ確実に情報を受けることは重要になります。

先ほど申し上げましたように、新たな伝達システムの導入の検討を進めておりますが、同報系無線スピーカーの整備が良いのか、あるいは個別受信機の配備が良いのか、携帯電話、電気通信事業者と協力した災害用伝言サービスの導入が良いのか、有線放送、矢掛放送等の伝達手段が持つ機能の充実・強化が良いのか、いずれにいたしましても、新たなシステム導入には多額の経費を要するものでございます。財源確保、費用対効果、地震、風水害等想定される災害対応、矢掛町が持つ地理、地形などの地域特性等を総合的に勘案する中で導入をすることが求められ、現在、慎重に検討しているというところでございます。

また、町と防災関係機関や避難所等との連絡体制の整備でございますが、消防、警察等の防災関係機関や自主防災組織や、町が育成をし推進しております防災士との連絡、連携体制の構築、災害応援協定を結んでおりますアマチュア無線局等との連携が必要と考えます。新たに導入いたします情報配信システム等、町本部と防災関係機関との連絡体制を整備して災害情報、収集、発信、被災状況など、リアルタイムな情報提供によりまして、救援・救助活動が円滑に行われるよう、体制、整備をしてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 高月君。

**○2番（高月敏文君）** 御答弁ありがとうございました。

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個人や家庭、地域の協力により日常的に減災に取り組む。

そして、自らの身は自ら守るのが基本であり、町民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けることが重要だと思っております。我々もしっかり情報提供して、良いものを作り上げていくこと。これが、本当の意味でのまちづくりだと感じました。そういうまちづくりをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（高岡一万君）** 次に、8番、川上淳司君お願いします。川上君。

**○8番（川上淳司君）** 失礼します。議席8番の川上淳司です。通告により質問させていただきます。

質問としましては、認知症で他害した場合の家族への賠償請求に対する矢掛町の対応についてでございます。これは、一応私も聞いた話から、どんどん話を広げていってございまして、勉強途中ではありますが、早めに矢掛町も対応した方がいいのかなというふうなことで、提案を含めた質問をさせていただきます。内容としましては、現在、全国で300万人を超える認知症の高齢者を抱えていますが、2020年には410万人に達するといわれています。認知症の親が加害者となった場合、子どもはその責任、賠償をどのように負わなければならないか、それが今後の課題になってくると思います。

今、調べている中では、例としまして、愛知県の91歳の男性が列車にひかれて亡くなりました。裁判所で、神奈川県在住の長男と当時85歳の妻、妻は介護のため長男の近くに引っ越し中の2名に対し、720万円を鉄道会社に支払うように命じられました。この件は、最高裁において支払うことはなくなったそうですが、そういう例もあります。

また、別の例では、郵便局に行ってくると言って隣の家放火し、裁判所の判決で和解が成立し、200万円支払った等の例があります。

今後、矢掛町でも対応が迫られてくると思いますが、今、調べるところによりますと、全国で約5つの市が対応を始められています。それで、行政の方でいろいろな対応をしておりますので、矢掛もいずれくるのにあたりまして提案をし、現在の状況を質問させていただきます。よろしくお願いします。

**○議長（高岡一万君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 8番、川上議員さんの御質問にお答えいたします。

認知症の方が加害者になった場合に、御家族が負担される損害賠償への補償について、町の対応ということでございますが、認知症の方の対策につきましては、第7期介護保険事業計画によりまして平成30年度から32年度まで実施してまいり予定でございます。現段階では議員さんのおっしゃいますような損害賠償への町の補償対応などにつきましては、実施の予定はございません。

この件については、国の対応を調べてみましたが、平成28年3月の国会で、認知症の方の事件、事故について質問があったことをきっかけにして、関係省庁による連絡会議や実態把握に関するワーキンググループを設置しまして、28年12月には検討状況の報告が出ておりました。

この報告では、認知症の方に限らず、責任能力と損害賠償に関する法制上の課題も含めた議論が必要であるということ、責任能力に関わりなく幅広く損害をカバーする仕組みについては、生活のあらゆる場面が想定される中で制度的な対応は難しいということ、事故等は一定件数発生しているものの損害額が高額となる事案が頻発している事実は確認できなかったということ。

それから、民間の保険、民間の方で認知症保険というのが開発が進められてございまして、こういう状況から、まずは、未然防止や早期対応の対策と民間保険の紹介や普及を進め、今後の実態を注視しながら必要に応じて関係省庁連絡会議において検討するとしております。

町といたしましては、今後の国の検討状況や全国の市町村の動向をみながら、認知症の方の抱える課題の一つとして、他の認知症対策なども含めて、何を優先的に実施すべきか総合的に検討してまいりたいと考えますのでよろしくお願いします。

**○議長（高岡一万君）** 川上君。

**○8番（川上淳司君）** ありがとうございます。本当に、今後の町の行動には注視していきたいと思っておりますが、どういうふうにしたらいいのかというのは、行政の御判断にお任せしようと思ってお

ります。認知症の御家族をお持ちの方は、不安に思われていることが多いと思います。

私も、我が家に2名の候補者がおりまして、いろいろ保険を見直してみました。すると、損害賠償の保険の方で家族型に入っていれば、同居の家族の場合は補償されるというふうなことが分かりまして、それは、同居されている場合はよろしいんですが、同居でない場合、その場合については、今後、認知症保険が必要であるかなと思いますし、当然、認知症と認められる場合は、減額もされますので、そこらへんも皆さんでお考えになるべきかなと思っておりますので、今回はこの質問を通しまして、いろいろ調べたところ、数社の保険会社が認知症保険を始めておられます。不安な方は、御相談されることをお勧めして、ちょっと簡単ではありますが、まだ調査途中ではありますので、簡単な質問になりましたが、以上で質問を終わらせていただきます。終わります。

**○議長（高岡一万君）** 次に、11番、浅野毅君お願いします。浅野君。

**○11番（浅野 毅君）** 11番議員の浅野でございます。今回は、3問質問させていただきます。

1番目が、歴史まちづくり法の活用について、それから、2番目が毎戸遺跡を重要文化財にしたかどうかという質問と、3番目が矢掛商業跡の活用についてと3つ言います。

1番目の、歴史まちづくり法の活用というのが、ちょっと諄く申し上げるかもしれませんが、ちょっと聞いていただければと思っております。平成27年6月の議会で、歴史まちづくり法について質問をさせていただきました。その時の御答弁の主旨は、歴史まちづくり法を活用して矢掛のまちづくりに反映させることは検討に値する、という内容をいただいております。その後、無電柱化、それから、重要伝統的建造物群保存地区、それから、道の駅等、いろんなプロジェクトが着実に進行しております。

そういう中で、前回の質問と重複するかもしれませんが、ちょっと諄いようですが、ちょっと聞いていただければと思います。歴史まちづくり法は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律という正式な名前ですが、平成20年の5月にできております。これは国交省、文部科学省、農林水産省の共管の法律であります。内容は、我が国固有の歴史的建造物や、伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により、市町村の歴史まちづくりを支援するものである、と以上なことでちょっと諄いようですが、まあそういうことになっておりまして、ここでいう歴史的風致という言葉ですが、何の事かなかなか分かりにくいので、よその青森県弘前市のホームページをちょっと見ておりましたら、非常に分かり易く引用しておりまして、歴史的風致とは、と書いておりました。弘前城や伝統的建造物群、寺院などの歴史的な町並みと、ねぶた祭りや、お山参詣、これは岩木山だそうです、歴史と伝統を反映した行事が一体となって受け継がれている良好な市街地環境のことです、とホームページには書いとりました。

そこで、矢掛町に置き換えて言いますと、矢掛町には本陣、それから脇本陣、町並みなどの歴史的町並みとか、備中神楽や、神社、仏閣参拝などの歴史と伝統を反映した行事が一体となって受け継がれている、良好な矢掛の市街地環境とでも言えようかなというふうに考えております。

これまでの、歴史的町並み保存等を図るためには、古都保存法とか、文化財保護法、それから景観法、都市計画法の法制度が整備されてまいりましたが、これが十分な機能をしておりませんで、新しく歴史まちづくり法ができたということです。

これはですね、簡単に申しますと文化財行政、町で言いますと教育委員会ですね、それからまちづくり行政、これは総務企画課、産業観光課ですか、いろんなまちづくり行政が連携して、歴史的風致を後世に継承するまちづくりの取り組みを、国が支援するための法律だというふうに書いております。いわ

ばこれは、新しい国の方針でしょうけれども、文化行政だけではなく、文化財保護だけではなく、これを利用して観光案内に、いろんなことに生かそうというようなことが根底にあるんだろうと思います。

歴史まちづくり法では、市町村が作成する歴史的風致向上計画には重点地区を定めなければならないとあります。重点地区、矢掛で言いますと、本陣、脇本陣がある地域とか、重伝建はまだできておりませんが、重伝建のある地域とかいうようなことが条件となっております。

つまり、歴史まちづくり法においては文化財の周辺における取り組みということがポイントになっております。いろいろ述べましたが、矢掛は認定の条件は十分整っておりまして、認定された場合の主な支援策は、社会資本整備総合交付金、街なみ環境整備事業、2番目が社会資本総合交付金、これは都市公園等事業、3番目が社会資本整備総合交付金、都市再生整備計画事業、これは当町でも検討されておるようですが、そういうもの、あるいは、4番目に歴史的風致活用国際観光支援事業等があります。

以上の、歴史まちづくり法の概要を述べましたが、この法律を活用することが、歴史かおる文化の町矢掛を全国に又は世界に、これは矢掛屋がアルベルゴ・ディフーズに認定されておりますが、世界に向けて発信するために必要だと思います。

また、都市再生整備計画事業と歴史まちづくり法との関連を問います、ということでございますのでよろしくお願いします。

**○議長（高岡一万君）** 教育課長。

**○教育課長（松島良治君）** 11番、浅野議員の御質問、歴史まちづくり法の活用について教育課からお答えいたします。

矢掛町には、数多くの文化財が現存しており、指定文化財だけでも71件にのぼります。地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称、歴史まちづくり法の目的とするところは、議員さんも先ほどおっしゃいましたが、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが、一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図るため、さまざまな措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与するということでございます。

都市再生整備計画事業と、歴史まちづくり法との関連について、ということでございますが、都市再生整備計画事業とは、社会資本整備総合交付金の基幹事業の一つで、歴史まちづくり法に基づく、歴史的風致維持向上計画を、市町村が策定することによって受けられる財政支援事業のことでございます。

よって、この法律を活用して、歴史と文化のかおる町矢掛のまちづくりに反映させることは検討に値すると思います。

しかしながら、教育委員会といたしましては、現在の旧矢掛宿の町並みを、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定することが先決であると考えています。当面は、その選定を目指して、重点的に取り組んでまいりたいと考えています。以上、よろしくお願いします。

**○議長（高岡一万君）** 浅野君。

**○11番（浅野 毅君）** 御答弁ありがとうございます。教育委員会としましては、重伝建を特にやっておられること、よく承知しておりまして、大変な作業で御苦労だと理解しておりますが、教育委員会だけの問題ではなくて、総務企画課、あるいは、産業観光課等いわゆるまちづくり行政もからめて、今後ひとつ、いろいろ検討していただければと思います。これで1番目の質問を終わります。

2番目、毎戸遺跡の重要文化財指定について、これはですね矢掛町文化財保護条例の3条によります

と町内に所在する文化財の内、重要なものを町指定重要文化財に指定することができる、というふうに書いております。

また、所有者の同意を得なければならないとされているが、一方で、法第1条では、法の目的は町内に存する文化財の内、町にとって重要なものについてその保存活動のため必要な措置を講じ、もって町の文化的向上に資するとともに我が国文化の進歩に貢献することを目的とするとあります。いわゆる、条例の趣旨は、文化財指定を前向きにやりましょうというふうにとらえております。

そこで、本年10月、毎戸遺跡では場整備に伴う発掘調査がございましたが、以前にも調査が2回行われております。多くの県内外の専門家が貴重な遺跡であると、毎戸遺跡のことを認めております。そこで、重要文化財に指定すべきと思う。これは貴重な観光資源にもなり、矢掛町の知名度アップにつながると思いますし、費用対効果いいですか、そう費用かかるものではないんで、ぜひ、御検討願えればという質問でございます。よろしくお願いします。

**○議長（高岡一万君）** 教育課長。

**○教育課長（松島良治君）** 毎戸遺跡の重要文化財指定についてお答えいたします。

今回発掘調査をした箇所につきましては、は場整備事業をするにあたり、遺跡の情報を記録として保存するために実施したものでございます。したがって、調査後は農地として利用することになります。議員さんがおっしゃるのは、その発掘調査箇所の東部分であろうかと思えます。文化財指定については、教育課といたしましては遺跡の重要性は十分認識をしており、岡山県教育庁文化財課と協議を進めておりますが、指定を目指すには現時点での情報量では明らかになっていない部分もいまだ多く、追加調査が必要ではないかという助言や、井原鉄道南側をどのように考えるかなどの課題をいただいております。

教育課といたしましては、遺跡の保存と活用のバランスをみながら、今後より一層、岡山県教育庁との連携を深めて対応していきたいと考えております。よろしくお願いします。

**○議長（高岡一万君）** 浅野君。

**○11番（浅野 毅君）** ありがとうございます。県の教育庁のお話がでましたが、今、町の方の教育委員会で専門的にやられる人が限られておりまして、いろんな作業の中大変だろうと、これも十分理解しておりますが、重要なことですんで、ぜひ頑張ってやっていただければと、お願いでございますんで、よろしくお願いします。

さて、3番目矢掛商業跡の利用について、本年6月議会でもお尋ねしましたが、2月にバートインターナショナルが撤退し今日まで、言葉はあれなんです、まさに空き家状態のようになっているようです。町の中心部にあり何とか有効活用をしたいものでございますが、以下私なりに提案をさせていただきますと、やはり、町、若者があふれないとなかなか活性化しないということがございますので、大学の、まあ高校でもいいですが、大学生の合宿所、これはスポーツなり、文化なり、いろんな学部が大学にはありますが、その合宿所として提供する。あるいは大学の分校、歴史学何かはどうかということ、矢掛には古代から近現代まで歴史の宝庫がございますんで、そういうことで歴史学部のある大学の分校とか、いろいろございますが、それと、もう1つは、今後検討されるであろう中高一貫教育なり、高校の県外から募集するというのも段々増えてきておるようなんで、そういう人たちに、宿舎としていいのか何がいいのか、ちょっと今、分かりませんが、そういうことを考え、人任せではなくて考えていけたらなあと思っておりますんで見解を問います。

**○議長（高岡一万君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 浅野議員さんの、矢掛商業跡の利活用についてという御質問にお答えをさせていただきます。

旧矢掛商業高校跡地活用につきましては、6月議会でも同様の御質問をいただいたところでございます。その後、7月に県の教育庁の方に出向きまして、今後の活用に関しましての条件などの再確認を行いました。現在の県との契約では、指定用途は防災関連施設又は産業振興施設として活用するものとしておりまして、その期間はバートインターナショナルへ貸与を開始した平成28年4月から10年間というふうになっております。

今後、指定用途を変更する場合には、新たな用途で利用計画を県に提出し再度10年間の活用期間を設定するということになります。したがって、今後具体的な案が出てまいりましたところで、再度、県との協議を行うという必要がございます。旧矢掛商業高校跡地は、町の中心部に位置しまして、建物、グラウンドを有するなど立地条件の良い位置にある施設としてまちづくりに有効に活用されることが望まれるところでございます。今回御提案をいただきました、学生の合宿所、大学の分校といった用途での活用になりますと、県から用途を受けた当初の指定用途であります文教施設としての活用となりますことから、用途の変更手続きは必要となりますものの、変更自体に問題はないというふうに考えております。今回の御提案を含めまして、具体的な情報がございましたら、お知らせをいただきたいと思います。その上で検討をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 浅野君。

**○11番（浅野 毅君）** ありがとうございます。県との絡みがあるということで、いつも大変だろうと思うんですが、矢掛町に存在しておりますので、私の方も良い提案なり実行に移せればなと思っておりますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。以上で終わります。

**○議長（高岡一万君）** 次の質問に入ります前に、お諮りいたします。昼食の時間がせまっておりますが、このまま会議を続行したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、このまま会議を続行いたします。

それでは、5番、石井信行君をお願いします。石井君。

**○5番（石井信行君）** 5番議員、日本共産党の石井信行です。発言通告にしたがって質問させていただきます。3点お願いしています。

1つ目、豪雨災害の対応について。2つ目、認定こども園について。3つ目、道の駅・都市再生整備計画案などについての3つです。

1つ目、豪雨災害の対応について、お尋ねします。まず、最初に被災宅地の土砂の公費撤去、それから被災家屋の公費解体が進んできていますが、何べん言っても駄目だったとか、どうせ何もしてもらえりゃせんと諦める人が随分たくさんいます。声を上げられずにいる人もたくさんおられます。いくつかの例示を示して、こういう場合があるよ、こういうふうに見えるよというふうな、希望の持てる広報の仕方はできないものかお尋ねします。

2つ目、被災田畑の公費土砂撤去を望む声がたくさん聞かれますが、その進捗状況は、先ほど、同僚議員の質問で建設課の方からお答えになったんですが、中川小学校の周りは規模がすごく大きくて土砂の量がものすごい量なので、ちょっとその辺の見通しを、ぜひ聞いて来いというふうな声がたくさんありますので、その辺の進捗状況をお答えください。

3つ目、被災空き家の公費撤去、要望が出ています。これは、特に中川地区の大仁五町内会なんです  
が、災害廃棄物処理事業として町長の英断で災害ごみとして処理していただけないものか、お尋ねしま  
す。

4つ目、被災した農産物、特に今回はブドウが、中川地区大変だったんですが、その農産物の補償が  
町独自の予算でできない、なぜできないのか、ぜひしていただきたい。特に新しくその新規に農業に参  
入された方たちも何人かおられて、ものすごいダメージを受けておられます。農済との関係もあるんで、  
その辺は農済もだめだっていうことで、ぜひ聞いてくれっていうことで、お尋ねします。町独自で救済  
できないものか、お尋ねします。

以上、災害については、復旧はまだまだというふうに思いますが、町長のお考えを伺います。

**○議長（高岡一万君）** 町民課長。

**○町民課長（稲田由紀子君）** 5番、石井議員さんの御質問、豪雨災害への対応についてお答えします。

1点目の御質問の、被災家屋の公費解体についての広報の仕方についてですが、公費解体につきまし  
ては、10月1日より制度についての広報を開始し、10月10日より申込みを受け付けしております。

この制度の周知につきましては、町のホームページ、広報紙、有線放送により行っております。今後、  
再度徹底するために、り災証明書で半壊以上の判定を受けた家屋の所有者に文書を送り、周知を図りた  
いと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** それでは、石井議員さんの2点目の御質問、今回中川小学校周辺に限って  
の質問ということでございますので、現在の進捗状況についてお答えをさせていただきたいと思いま  
す。被災者の方から、先日、「今回の災害対応をお願いします。」という意思表示をしていただきましたので、  
現在、測量に着手をしております。今月中の災害査定を目指して、今、作業をしておるところござい  
ますので、順調にまいりますと来月下旬から2月上旬にかけての工事発注、完成目標といたしましては、  
先ほど土田議員の方で述べさせていただきましたように、年度内に完成を目指して努力してまいります  
ので、何卒よろしくお願いいたします。以上でございます。

**○議長（高岡一万君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 5番、石井議員さんの豪雨災害への対策について、4点目の御質問に  
ついて、産業観光課からお答えします。

農産物の補償につきましては、農業保険法に基づく農業共済制度がございますが、矢掛町ではその中  
で対応することと考えております。農業共済の掛金を負担していただいた方へ、補償することとなりま  
すが、共済の掛金につきましては、概ね半分が国の負担となります。

なお、井笠地域農業共済事務組合によりますと、7月豪雨災害による水稻の収穫皆無につきましては、  
国から指導を受け共済金の早期支払いがされているとお聞きしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** このたびの災害、5か月が経ちました。本当に被災者の方々には、一生懸命こ  
の5か月間、努力されてきておる足跡があらうかというふうに思います。

また、私の周りの方でも、まだ大工さんが作業されてる方、まだお待ちしている方等々でございま  
して、本当に大変な災害であったというふうに認識しております。そういう中で、多くの方に御支援いた



だいたことも心から感謝申し上げたいというふうに思います。そういう中で、今回の質問等、災害に非常に関心を持っていただいております、心から敬意を表しますけれども、町といたしましては、今回で4回目の予算であります。今回の12月は大半が災害予算といっても過言ではないかというふうに思いますが、そういう中でいろいろな要望等、議会から言わせば議長等の要望等もございまして、できるだけの対応をやってきたという状況でございまして、よその市町村それぞれございすけれども、いろいろな御意見で、やはり当然限界がございす。その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

そういう中で、私への質問は2点あったんですけれども、最初にですね、一番難しい解体の問題、まあこれがちょっと議員の質問は時期がちょっとわかりませんが、課長の説明では、10月1日から発信したということですから、災害は7月ということから言わせば3か月くらい経っておる。そういう時のやりとりであったかなというふうに思っておりますが、非常に難しい問題であります。今、話がありましたこの案件はですね、国の方は災害ごみという担当が環境庁になっております。なかなか方針がでなかったというのがございまして、今までの経緯は、全壊が主でありました。いろいろな全国的な災害が続いた中で、方針をちょっと変えましてですね、半壊も基本的には対象にしようというところまできたのは、最近の情報でございす。

そういう中で、基本的にはですね、自費解体、公費解体ということで、今回は、かなりな予算を想定して出しております。これは想定であります。そういう中で大事なのはですね、私の所へ来ておる資料から言わせれば全壊、半壊ということですが、これは、住家であります。住家が対象と、例えば全壊は居住のためにその住屋が全壊、全部が倒壊とか流出とか、それから半壊の場合は住家の損壊が甚だしいとか、こういうような条件の中は、住家のことが対象ということでありまして、そういうことの中から今回は、全壊、半壊を所有者が意思確認を行なうと、これが前提になっております。当然倒すということは、所有者がございすので、所有者の意思確認を行った上で、生活環境保全上、支障が生じないというような状況の中から、撤去の補助対象にしましょうという内容でございす。

そういうことを、今、課長も10月1日からということですが、これは国が新たな制度を作っている過程の中でですね、多少、被災者の方から言わせれば日にちがかかっておるといのは、ごもっともだろうというふうに思っております。

そういうことの中から、10月からやっておるんですが、数点は要請もあったというふうに聞いております。あとこれから対象者をですね、絞り込んで、これから通知を出そうということですが、いづらの予算を通過ともどもにですね、ものが進んでくるといふふうに思っております。

その中で、その空き家の問題であります。これは、非常に難しい問題だとは思いますが、ここへきた情報の中で、空き家という言葉は、環境庁から一回も出てはおりません。つまり、誰の物か分からないということもございすし、その人がどこにおられるかもわからないというようなこともありますので、今、言われる事情があれば、事例を担当の方へ言っていただいでですね、具体的な事例として、環境庁と相談してみるということになろうかと思ひます。そういうことでありますので、これから本格的にこの事案が、申請が出てきて予算が通ればですね、物が進んでいくというふうに思っておりますので、ぜひ、啓発活動の中でですね、対象者の方は積極的に申請いただければというふうに思ひます。

それから、全体の思ひを申されましたが、多少ちょっと申しました、大変これは大きな問題でありまして、今、個人の状況の災害の全体については申し上げましたが、まだまだ、今の大工さん、左官さん、それから家具等もあるんではないかなと。家具の業者に聞いてもですね、業者がないのでやはり注文が

殺到しているということも聞いておりますし、大工さん、左官さんを聞いてみればですね、本当に遠い所から、かなり来られておるということも聞いております。ある意味では、全県版ですね、皆さんお願いをしてですね、来てくださっておるので、まだ多少時間がかかるのかなというふうに思っております。

また、行政側はですね、今回の全部で予算20数億かけておりますが、今までやってきたことは、それぞれ担当課が申しましたが、今後はこの予算が済んで、これ、完全解消しなければ、まだまだということの状況はそのとおりであります。行政、町ばかりでなしにですね、県も、これから、先ほども質問はかなり出ておりましたが、県の対応の報告もさせていただいております、どこの組織も一生懸命、今、頑張っております。これは、かなり全国版になっておりますので、その辺は理解しながら、できるだけ、当然これだけの災害でありますので、県自体、県知事以下、そしてまた、お互いも全力で日々取り組んでおるということは御理解いただきたいと思います。

しっかりとですね、まずこの予算を執行し、そしてまた、当然これで完全ではないかというふうに思いますが。それについては、当初予算等々もでてくるかも分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（高岡一万君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** 答弁いただきましたが、4つ目の農産物、特にブドウの補償については、稲のことは言われたんですが、ブドウについては触れられなかったもので、ブドウの件についてはぜひもう一度お答えをいただきたいこと、それだけお願いします。

**○議長（高岡一万君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 5番、石井議員さんの、豪雨災害への対応についての再質問に産業観光課からお答えします。そもそも農産物の生産につきましては、栽培する農産物及びほ場の選択によるものでありまして、また、生産者のリスク軽減のための保険料の負担によって保障されるものでございます。農業共済につきましては水稻、大豆、それから果樹共済がございます。また、今後新たな創設となります収入保険制度もございますので、そちらも御活用いただきたいと思いますと考えております。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（高岡一万君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** 保険に入っても、保険がおりなかったという場合があったのでお尋ねしたんですが、保険に頼るとすることのお答えのようです。

それから、空き家は駄目、空き家は別に指示がないという国の話なんです、広島では実際に空き家も災害ゴミとして首長が認定をして動いているという事実もあります。もう少し研究していただきたいことと併せて、私も県や国に直接、お尋ねをしながら、直接県にも行って、何とか災害空き家の撤去をお願いできるようにしたいと思っております。

2つ目の質問に入ります。認定こども園についてお尋ねします。親が仕事をしているか、いないかに関係なく、幼児教育もしくは保育ができる、というのは親にとっては大変ありがたいことですし、統合すればたくさんの友達といろんな行事ができるというのも統合のメリットだろうと思います。問題は、統合によって起きるマイナス面があります。地域から子育ての拠点が無くなる。今まで推し進めてきた子育て支援や定住促進、地域づくりに逆行することになってしまうんじゃないか。それに、幼稚園の統廃合は、保育園や小学校の統廃合にもつながるんじゃないか。

つまり、1か所に今まで行っていた幼稚園を、矢掛まで来て、また、小学校では元の所へ戻るというふうなことで、いずれは全部集まって保育園も幼稚園も全部一つになって、小学校も統廃合になるんじゃないかという不安も町民は抱えております。今までは、少なくとも送り迎えが近くで、できていたんですけど、遠くまで送り迎えしなければならなくなってしまうです。

もう一つは、認定こども園という新しい制度が導入される。それで何が起こるかということなんですが、幼稚園教育を希望するうちの子どもは早く帰る、それから、保育を希望するうちの子はお昼寝をする、というふうに時間がずれて、寝る子と帰る子というふうになりますが、そして、親に子どもを帰す、あるいは寝させる、というためにはたくさんの人手が必要になります。親の勤務の状態によって、短時間保育と長時間保育の違いもあります。

先ほど、同僚議員からもありましたように、預かり保育というふうなことも、入ってくるわけですから、たくさんの人が必要になるし、3歳児も入ってきます。0歳児から2歳児は、もっと人員が必要になります。園全体で一つの行事をつくっていくっていくということが、長期休業も幼稚園、1号認定ですが、幼稚園教育希望の方は、長期休業は休みます。そしたら、運動会はどうするかというような問題で、残っている保育関係の人だけで練習するわけにはいかないから、その辺の調整が園の中で大変になってくるという問題があります。

3つ目は、幼稚園、保育園が一緒になると、その以前から抱えていた問題として、保育士不足、先ほどもあの待遇の問題で同僚議員からいくつも質問がありましたが、幼稚園教諭の不足、保育士不足ということがあります。やっぱり背景は、正規採用がほとんど無いていう不安定さ、賃金の安さということがあるのではないかと思います。人間を人間らしく、本当の人間に育てていくという教育の場で、自分自身の身分が保証されないで、3か月か、6か月か、1年かで来年は使ってもらえるのかというふうな不安を抱えながらの仕事っていうのは、どうしても本当に身が入りにくいし、自分の身がどうなるのか分からない状態で子どもをみななければならないっていうような大変さがあります。

更に、最後に言わなければならないのは、昨年、地域説明会で批判が続出し、議会でも再考を促されて取り下げたものを、今回は、保護者説明会だけで進めようとしている、この拙速さ、子育ての拠点として地域の財産でもある幼稚園を統廃合するのは、地域の協力なくしてはできません。

先日、総務文教常任委員会で幼稚園を回らしていただきましたが、本当に地域の方々の力を寄せ集めて協力をいただいて、子ども達を育てて本当に一生懸命頑張っておられる現場、その現場を無くしてしまうという問題。

それから、統廃合によって今まである建物をそのままにして、お金をいっぱいかかっているわけですが、また、新しいものを補修したり、造るということで二重に財政的な負担もあるというふうなことを考えると、そんなに急がなくて、幼児教育、保育、教育をこれからどうしていくのかということも含めて、こういうふうにしたんだというビジョンを出しながら、だから、地域の人も協力してっていうふうに訴えていかないと、地域の協力は得られないと思いますので、再考を促したいという、お願いという質問です。お願いします。

**○議長（高岡一万君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 5番、石井議員さんの御質問にお答えいたします。

認定こども園につきましては、9月の全員協議会でも御説明させていただきましたし、また、先ほどの花川議員の御質問の中でもその必要性について御説明をいたしました。今年度、来年度と保育園の

入園待機者が出ている状況の中で、待機児童の解消と、園児の減少が続く幼稚園の課題と併せて、双方の課題を解決するための施設として、また、地域交流や異年齢交流、発達障害児の支援など保育園や幼稚園、それぞれの得意分野を取り入れた活動を行うことができる、質の高い施設として、認定こども園の整備を進めてまいりたいと考えております。

先ほど、議員さんが言われましたような、保育士の問題であるとかそういったことはソフトの問題になりますので、今後の運用を考えていく上で考えていこうと考えております。

本議会におきましても設計委託料を補正予算に計上させていただいておりまして、計画どおり来年度の着工と平成32年4月の開設を目指しておりますので、何卒御理解いただきますようお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** 答弁いただいたんですが、たくさんの子どもが集まればいろんな行事ができるというふうなことを言われるんですが、これは小学校の統廃合でもあっちこっちでも言われていることで、実際に集まったら大変なことになっているんですけど、各幼稚園を回ってみても、少人数だから大変な部分よりも、一人ひとりの子どもをしっかりと見れて、親としっかりと話ができて、子ども達が安心してというふうな部分があります。だから、そのメリットもぜひ考えて、やっぱり地域にちゃんと説明をしていただきたいということをお願いして、最後の質問に入ります。

道の駅、それから都市再生整備計画案などについてのお尋ねです。

1つ目、矢掛商業跡地、先ほどでましたバートインターナショナルが入っていた所なんですが、返還金は完納されたのかお尋ねします。

2つ目、観光まちおこしを始めて今までに、既に10億円以上の公費が投入されています。その検証はできているのかお尋ねします。箱物ができる前と後とを比較してお答え願いたい。

3つ目、道の駅都市再生整備計画案では、今後10億円以上の公費が投入予定になっています。今後の見通しをお尋ねします。以上お願いします。

**○議長（高岡一万君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 石井議員さんの、バートからの返還金は完納されたのか問うとのことでございます。旧矢掛商業跡地を一般社団法人バートインターナショナルへの貸与をいたしておりますが、その土地使用料の納入の状況の御質問というふうに存じます。この土地使用料の収納につきましては、現在進行中でございまして、完納には至ってはいないという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 5番、石井議員さんの2点目の御質問、観光の検証について、産業観光課からお答えします。

古民家再生事業により整備をした、やかげ町家交流館、矢掛屋のオープンに伴い、矢掛町を訪れる観光客が増加しており、岡山県が実施している観光客動態調査の結果によると、古民家再生事業前の平成25年観光入込客数は約18万1,000人、昨年、平成29年は約33万人となっています。

先の議会で山野町長が示された目標値40万人に対しまして、確実に、しかも加速的にその目標数値に近づいてまいっております。

また、昨年度実施いたしました観光客アンケートによると、日帰り観光客が矢掛町で消費した飲食及

び土産等の観光消費額の平均単価は4,470円となっております。日帰り観光客だけのアンケート結果の数字を使いまして試算しましたところ、平成29年度の観光消費額は、計算上の数字ではありますが、約14億7,500万円となっております。

なお、宿泊された観光客の平均観光消費額は、約1万6,000円とのアンケート結果が出ており、この数字を加味しますと、更に大きな効果があったものと検証しております。

町では、古民家再生事業を起爆剤として、情報発信、誘客促進、周遊促進、おもてなし体制の整備、広域連携、インバウンド対応等、ハード・ソフト両面からさまざまな賑わい創出のための事業展開を進めています。

観光地域づくりは、短時間で結果を得られる性質のものではなく、事業の継続的かつ適正な実施が確保されることが必要であると認識しています。

観光地と言われる地域は、住む人にとっても良い地域、訪れる人にとっても良い地域といえます。その地域に住む人が観光という視点に着目すること、地域のおもてなしの力を上げていくことが求められています。現在、備中西商工会と矢掛町が連携して、経済産業省の、おもてなし規格認証制度の活用のための研修を進めており、制度における4段階の中、2段階目の金認証の取得に向けての町内の事業者も頑張っておられるところです。

観光産業の振興は、行政だけで進めることはできません。町民、商店、商工会、農協、観光事業者やその他の活動団体などの関係者が、それぞれの役割を果たす協働のまちづくりの中で、進められていくべきものと考えています。

そして、観光振興を進めることで、商業の振興、矢掛町ブランドなどの物産の振興、6次産業化、農業振興にもつながって、町全体の賑わいづくり、産業振興を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

**○議長（高岡一万君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 最後の質問になりますので、ちょっと前のも含めて回答したいと思います。まず今の質問の中では、今後10億円以上の公費投入の話がございました。これについては、前回の全員協議会において詳しく説明をしております。反対者は、おたく1人でありました。他の議員さんはずね、力強く将来の矢掛町のために、このために頑張りたいというエールの中で粛々と進めてまいりたいというふうに思います。

なにぶんそう簡単にはいかない国の事業でございます。これから申請してですね、それが採択されれば、来年度から5か年で実施するというところでございますので、矢掛町のため、そしてまた、将来のために頑張っていきたいというふうに思っております。内容については十分、前回、全議員に説明しておるとおりでございます。

ちょっと遡ってですね、2件、気になります。最初の災害の件でですね、空き家の件で、言葉をですね、正しくとらえていただきたいんですが、駄目と言った、その言葉を使っておりません。この空き家については、環境庁の公文書をもらった中には載っていないということを言ったので、議員に言ったのはですね、具体的な例があればそれをお知らせいただいでですね、その事例の中で調整をしていくと、環境庁に交渉するということを言っていたので、ちょっと誤解されないように。駄目ということは使っておりません。

それから、2点目のですね、こども園の問題、今いろいろ問題がありました。これはもう長年審議さ

れて、今、言われたことを含めて、今の方針を出しておりますので、その辺は御理解いただいて、それから父兄の方の説明会は2回やりましたが、1人も反対はいなかったところであります。住民サイドについては、方法論について自治協議会の協議会の方で相談をいたしました。それを、会長がお話いただいてですね、責任持ってやるところと、1か所だけが地域説明をいう話がございましたが、だいたいは、まあ了解しとるというふうなことで、たぶん会長の方から地域の方へ話があるかというふうに思います。あらゆる手順をふみながら、非常に問題がいろいろあります。その中でも、一つの方針を出すというのは、今の幼稚園の流れの中で、今の結論を出すということにしましたので、いろいろ、議員の言う意見を聞けば、大半は御理解いただいておりますというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（高岡一万君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** あ、前遡っても、また、聞いてもいいんですか。答えても。

〔発言する者あり〕

そんな馬鹿な。

あ、先ほど1つ目の質問で「パートインターナショナルからの返金は、まだ完納じゃない。」という答弁でした。そうすると、法的な措置をとられるつもりがあるかどうかお尋ねしたい。

それから、2つ目の、観光まちおこしでこれだけの人が増えている。落としていくお金が増えているということを言われたんですが、私が、今日すぐには無理だと思うんですが、定点の商店街の中で、面をある程度決めて、建物を造る前と建物を造る後で固定資産税がどうなっているか、町民税がどうなっているかということを比較して、やっぱりこういうふうに来ている、こういうふうにお金一杯落ちていって、税金も増えて、税収も増えているよというふうな資料を、ぜひ、議会の方へ提出していただきたいという、2つ目お願いします。

**○議長（高岡一万君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 1点目は、努力いたします。2点目について、それだけの資料が出るかどうか分かりませんが、一般的には報告しています。人の動きの問題とか、それから個人の商店の問題等、それから新たな古民家を再生しているので、新規の建物になるのは殆どありませんから、減ることはなくて、なかなか評価の場面に、改修の場合の評価というのは、それは税務の方でどの程度増築などはなりましょうし、今ある物を改修したのは、税の対象には現状ではなっていないのかなというふうに思いますので、その辺は見られればよく分かるというふうに思いますが、そこへ、その資料というのはちょっと困難かなと思っております。

**○議長（高岡一万君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** 法的にどうかってということについては、お答えになってないんじゃないかというふうに思います。ぜひ、それをやっていただきたいと思うんです。それはね、何でそういうことを言うかという、矢掛屋をつくる時に、隣の家が壊れたんですよね。それで裁判になってその時に弁護士2人雇って町の方では裁判になって、結局隣の家の方が負けたんですが、そこまでして、町民に対してはそこまでしておられるのに、ある面では補助金を食って逃げたような感じの契約を十分履行しないで、いなくなった会社に対して、法的な処置をとって断固、返還を求めるということをしないっていうのはどうも理解できない。その辺をぜひお答え願いたい。

**○議長（高岡一万君）** 町長。再々です。

**○町長（山野通彦君）** 努力するというのは、その過程の中に行動がおきてきます。何をするかということに関しては、それで十分で、結論ありきでなしにですね、努力過程の中でどういう行動を起こしていくか、の意味で言っておるのでですね、することに関しては相手の対応を見ながらやっていきたいという意味であります。

**○議長（高岡一万君）** 3回の質問が終わりましたので、石井君。

**○5番（石井信行君）** これで質問を終わりますが、いろんなところで、いろんな人がいろんな事を言う、やっぱりそれをこう議会に何とか届けろという指示があったので、こんな質問させてもらいました。災害対策についても、認定こども園についても、それから、まちづくりについても、町民の皆さんと一緒に、やっぱりつくっていかねばならないということを最後に申し上げて私の質問を終わります。

**○議長（高岡一万君）** 本日予定しておりました方々からの一般質問は全て終了いたしました。

昼食時間を26分程経過しましたが、会議の続行に御協力をいただきましてありがとうございます。

~~~~~

○議長（高岡一万君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会とし、次の本会議は明日木曜日午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日木曜日午前9時30分から再開することに決しました。

皆さん、お疲れさまでございました。

午後0時26分 散会

平成30年第6回矢掛町議会第4回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 平成30年12月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午前 9時39分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	土 田 正 雄	出	10	高 岡 一 万	出
11	浅 野 毅	出	12	山 野 豊 久	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |           |           |         |
|-------------|-----------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二   | 総務企画課長    | 奥 野 隆 俊 |
| 町 民 課 長     | 稲 田 由 紀 子 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長      | 妹 尾 一 正   | 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 |
| 上下水道課長      | 平 井 勝 志   | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也   | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之   | 総務企画課長代理  | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸   |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    笠 行        淳

6. 議事日程

日程第1 議案第74号 矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について  
 議案第75号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について



- 議案第 7 6 号 地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 7 号 矢掛町納税貯蓄組合奨励条例を廃止する条例制定について
- 議案第 7 8 号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 9 号 矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 0 号 矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 1 号 矢掛町農業共済条例を廃止する条例制定について
- 日程第 2 議案第 8 2 号 井笠地区農業共済事務組合の解散及び財産処分について
- 日程第 3 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度矢掛町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 8 4 号 平成 3 0 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 8 号 平成 3 0 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 4 議案第 8 9 号 工事請負変更契約の締結について（原ヶ市橋上部架設工事の請負変更契約の締結）
- 議案第 9 0 号 工事請負変更契約の締結について（矢掛町立中川保育園災害復旧工事の請負変更契約の締結）
- 日程第 5 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の請願
- 請願第 3 号 障害者自立支援法による自立支援医療費助成及び精神障害者を重度心身障害者医療費助成制度の対象者に加えることを求める意見書採択を求める請願

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開議

**○議長（高岡一万君）** 皆さんには、改めましておはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦勞さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 議案第74号 矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について

議案第75号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第76号 地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第77号 矢掛町納税貯蓄組合奨励条例を廃止する条例制定について

議案第78号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

議案第79号 矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第80号 矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第81号 矢掛町農業共済条例を廃止する条例制定について

**○議長（高岡一万君）** 日程第1、議案第74号から議案第81号までの条例制定案件8件を一括議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔なし〕

**○議長（高岡一万君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第74号から議案第81号までの条例制定案件は、所管となる常任委員会に付託し、専門的な審査をお願いしたらと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、議案第74号、矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について、議案第75号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第76号、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第77号、矢掛町納税貯蓄組合奨励条例を廃止する条例制定について、議案第80号、矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、所管の常任委員会である総務文教常任委員会に、また、議案第78号、矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について、議案第79号、矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、議案第81号、矢掛町農業共済条例を廃止する条例制定については、所管の常任委員会である産業福祉常任委員会に、それぞれ付託することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 議案第82号 井笠地区農業共済事務組合の解散及び財産処分について

**○議長（高岡一万君）** 日程第2、議案第82号を議題といたします。これも、既に説明は終わってお

りますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

**○議長（高岡一万君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第82号は、所管となる産業福祉常任委員会に付託し、審査をお願いしたら  
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、議案第82号、井笠地区農業共済事務組合の解  
散及び財産処分については、産業福祉常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第3 議案第83号 平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について

議案第84号 平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第85号 平成30年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第86号 平成30年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第87号 平成30年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第88号 平成30年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（高岡一万君） 日程第3、議案第83号から議案第88号までの補正予算案件6件を一括議題
といたします。

これも、既に説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（高岡一万君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第83号から議案第88号までの補正予算案件は、所管となる予算決算常任
委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号、平成30年度矢掛町一般会計補
正予算（第5号）について、議案第84号、平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2
号）について、議案第85号、平成30年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議
案第86号、平成30年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について、議案第87号、平成30
年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第88号、平成30年度矢掛町下水道事業
会計補正予算（第2号）については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第4 議案第89号 工事請負変更契約の締結について（原ヶ市橋上部架設工事の請負変更契約  
の締結）

議案第90号 工事請負変更契約の締結について（矢掛町立中川保育園災害復旧工事の請  
負変更契約の締結）

**○議長（高岡一万君）** 日程第4、議案第89号及び議案第90号を議題といたします。

これも既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

**○議長（高岡一万君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕

**○議長（高岡一万君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第89号及び議案第90号は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、議案第89号、工事請負変更契約の締結について（原ヶ市橋上部架設工事の請負変更契約の締結）、議案第90号、工事請負変更契約の締結について（矢掛町立中川保育園災害復旧工事の請負変更契約の締結）は、原案のとおり可決決定することに決しました。

~~~~~

日程第5 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2019年度政府予算に係る意見書採択の請願

請願第3号 障害者自立支援法による自立支援医療費助成及び精神障害者を重度心身障害者医療費助成制度の対象者に加えることを求める意見書採択を求める請願

○議長（高岡一万君） 日程第5、請願第2号及び請願第3号を議題といたします。

お諮りいたします。請願第2号及び請願第3号は、所管となる常任委員会に付託し、専門的な審査をお願いしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の請願は総務文教常任委員会に、請願第3号、障害者自立支援法による自立支援医療費助成及び精神障害者を重度心身障害者医療費助成制度の対象者に加えることを求める意見書採択を求める請願は産業福祉常任委員会に、審査を付託することに決しました。

~~~~~

**○議長（高岡一万君）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議を12日の午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議を12日の午前9時30分から再開することに決しました。

ここで念のためお知らせをいたします。7日の金曜日、午前9時30分から総務文教常任委員会、午後1時30分から産業福祉常任委員会、また、10日の月曜日、午前9時30分から予算決算常任委員会が、いずれも全員協議会室において開催されますので、関係者の皆さんは、御出席をよろしくお願いいたします。

本日予定しておりました審議は、すべて終了いたしました。

それでは、これにて散会といたします。皆さん、御苦労さまでございました。

午前9時39分 散会

平成30年第6回矢掛町議会第4回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 平成30年12月12日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
 （議事） 午前 9時30分  
 （閉会） 午前10時16分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| 1        | 田 中 輝 夫 | 出          | 2        | 高 月 敏 文   | 出          |
| 3        | 原 田 秀 史 | 出          | 4        | 小 塚 郁 夫   | 出          |
| 5        | 石 井 信 行 | 出          | 6        | 山 部 多 喜 夫 | 出          |
| 7        | 花 川 大 志 | 出          | 8        | 川 上 淳 司   | 出          |
| 9        | 土 田 正 雄 | 出          | 10       | 高 岡 一 万   | 出          |
| 11       | 浅 野 毅   | 出          | 12       | 山 野 豊 久   | 出          |

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務企画課長	奥 野 隆 俊
町 民 課 長	稲 田 由 紀 子	保健福祉課長	小 川 公 一
産業観光課長	妹 尾 一 正	建 設 課 長	渡 邊 孝 一
上下水道課長	平 井 勝 志	教 育 課 長	松 嶋 良 治
矢掛病院事務長	稲 田 欽 也	会 計 管 理 者	藤 原 徳 忠
介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之	総務企画課長代理	堀 賢 一
総務企画課主幹	三 宅 伸 幸		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第74号 矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
 議案第75号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 7 6 号 地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不
均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 7 号 矢掛町納税貯蓄組合奨励条例を廃止する条例制定について
- 議案第 7 8 号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 議案第 7 9 号 矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 0 号 矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
制定について
- 議案第 8 1 号 矢掛町農業共済条例を廃止する条例制定について
- 議案第 8 2 号 井笠地区農業共済事務組合の解散及び財産処分について
- 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度矢掛町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 8 4 号 平成 3 0 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
について
- 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）に
ついて
- 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）につ
いて
- 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）につ
いて
- 議案第 8 8 号 平成 3 0 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）につ
いて
- 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をは
かるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の請願
- 請願第 3 号 障害者自立支援法による自立支援医療費助成及び精神障害者
を重度心身障害者医療費助成制度の対象者に加えることを
求める意見書採択を求める請願

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（高岡一万君） おはようございます。6日の本会議に引き続き、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

- 日程第1 委員長報告 議案第74号 矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について  
議案第75号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第76号 地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第77号 矢掛町納税貯蓄組合奨励条例を廃止する条例制定について  
議案第78号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について  
議案第79号 矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定について  
議案第80号 矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第81号 矢掛町農業共済条例を廃止する条例制定について  
議案第82号 井笠地区農業共済事務組合の解散及び財産処分について  
議案第83号 平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について  
議案第84号 平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
議案第85号 平成30年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
議案第86号 平成30年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について  
議案第87号 平成30年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について  
議案第88号 平成30年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について  
請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の請願  
請願第3号 障害者自立支援法による自立支援医療費助成及び精神障害者を重度心身障害者医療費助成制度の対象者に加えることを求める意見書採択を求める請願

○議長（高岡一万君） 日程第1、議案第74号から議案第88号まで並びに請願第2号及び請願第3号を一括議題とし、委員長報告を行います。

これらは、今月6日の本会議において、委員会に審査付託された案件であります。委員会審査も終了しておりますので、報告していただきます。

まず、総務文教常任委員長、花川大志君をお願いします。7番、花川君。

**〇7番（花川大志君）** 命によりまして総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

去る12月6日の本会議において当委員会に付託されました、議案第74号から第77号、同じく議案第80号と請願第2号、以上6件について12月7日、当委員会を開催し、全委員出席のもと、各議案担当課長、病院事務長の説明を聴取し質疑応答を経て慎重に審査いたしました。

まず、議案第74号、矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について、嘱託及び臨時職員は対象となるのかとの質問があり、担当課長からは人事院勧告に従い実施する、このたびの改訂は、正職員に限られるが規定がない嘱託・臨時職員についても、それに準じた対応をさせていただくとの答弁がありました。

また、外国人職員についても同様の質問があり、ALTつまり外国語指導助手ですが、これについては、一般財団法人自治体国際化協会の規定に依拠するので対象外、同じく総務企画課所管のPIAについても契約上対象外との答弁でありました。

続く議案第75号、議案第76号については特段の質問はありませんでしたが、議案第76号に関連して持続可能な地域活力の促進を目途とする、地方再生法について町民課長に御解説をしていただきました。

次に、議案第77号、矢掛町納税貯蓄組合奨励条例を廃止する条例制定については、現在の矢掛町内の同組合の状況について質問があり、担当課長からこの3年間で5組合が解散し、脱退は毎年約180名とのこと、現在町内の組合構成は176組合との答弁でございました。

次に、議案第80号、矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、診療科2科増設により増える患者数への受入れ側の対策の有無について質問があり、病院事務長からは精神科については相当数の患者を予測、また、泌尿器科については現行、日に10名程度、従来の診察対応に加えて専門医師による週1回の専門外来検診で問題なく対応できるとの答弁がございました。

続いて、請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択について、参考人として岡山県教職員組合執行役員、小松靖氏に出席をいただき、審査を行い、全国一定水準の教育を受けられる必要予算として義務教育費国庫負担制度の現行3分の1から2分の1に復元する根拠について質問があり、参考人から教職員の定数改善に関わることで、財源を確保する必要から同制度を2分の1にする必要があるとの答弁があり、更に少子化が進む中、なぜ教職員定数を増やす必要があるのかと質問がなされ、年次ごとの退職者数に応じた新規採用者の状況は少子化の中にあっても、必ずしも職員の数に余っている状態ではないとの答弁がなされました。

それを受けて、更に、委員から矢掛町の現状として、コーディネーター制度や学校ボランティアなど、授業から環境整備までさまざまな協力体制があり、地域それぞれの教育方針・協力体制があるとの意見がだされ、参考人からは、学校現場は仕事量が多くブラックだとして、今、教職員の働き方は厳しい状況にあり、若い教員が辞めていく現状は雇用の観点からも請願措置にある制度改善が必要との答弁がありました。

また、別の委員からは、毎年請願の内容が変わっておらず、教職も一つの仕事として選択したはずであり、定数改善により軽々に雇用を増大しても、適性がなければ続かないのではとの反対意見もありま



した。

一方、委員中には、三位一体改革の中身や、非正規雇用を増大し、教職員の身分保障を全くしていない。また、学力テストの弊害など現場教職員の実態に理解を示し環境改善の必要性を説く賛成意見もあり、慎重に質疑応答を重ね審査した結果、同請願については反対多数で不採択と決しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査概要であります。なお、不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

**○議長（高岡一万君）** 次に、産業福祉常任委員長、土田正雄君お願いいたします。9番、土田君。

**○9番（土田正雄君）** それでは、産業福祉常任委員会の委員長報告を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました、議案第78号から議案第82号の4件、そして、請願第3号につきまして審査をいたしましたので、その審査経過と、結果について御報告いたします。

委員会は、12月7日、午後1時30分から全委員出席のもと、条例制定については、関係職員の説明を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

はじめに、議案第78号の矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定についての、審査をいたしました。質疑の内容といたしましては、期間の延長に賛同するなどの意見があり、全会一致で原案については了といたしました。

次に、議案第79号の矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてにつきましては、すべての住宅に関するものなのか、また、優先順位はあるのかななどの質疑・応答後、条例制定については、全会一致で原案については了といたしました。

次に、議案第81号の矢掛町農業共済条例を廃止する条例制定についてにつきましては、他県の状況についての質問などがあり、質疑・応答後、条例制定については、全会一致で原案については了といたしました。

次に、議案第82号の井笠地区農業共済事務組合の解散及び財産処分についてにつきましては、別段の質疑もなく、条例制定については、全会一致で原案については了といたしました。

請願第3号、障害者自立支援法による自立支援医療費助成及び精神障害者を重度心身障害者医療費助成制度の対象者に加えることを求める意見書採択を求める請願につきましては、審査いたしましたので、その審査経過と、結果について御報告いたします。

審査の中では、精神障害者は、どれぐらいいるのか。矢掛町として、検討するということなのか。また、弱者の立場に立って、必要だと思う。などの質疑・意見がありました。

審査の結果としては、委員会としては全会一致で採択といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。

審査内容につきまして、不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会委員長報告とさせていただきます。

**○議長（高岡一万君）** 続いて、予算決算常任委員長、浅野毅君お願いいたします。11番、浅野君。

**○11番（浅野 毅君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

6日の本会議において付託を受けました、議案第83号、平成30年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について、議案第84号、平成30年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第85号、平成30年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第86号、

平成30年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について、議案第87号、平成30年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第88号、平成30年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について、計6議案の審査のため、10日午前9時30分より、予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長以下関係職員の出席を求め、質疑・応答により慎重に審査をいたしました。

詳細につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要について御報告いたします。補正予算に関する審査内容及び結果についてであります。

まず、議案第83号から議案第88号までについてであります。議案第83号の一般会計の質問内容につきましては、認定こども園については住民への周知について、消防団については団員報酬についての質疑・応答がありました。

また、議案第88号の下水道事業会計につきましては、第4条の資本的収入及び支出についての質疑があり、執行部に説明を求めたところであります。そのほかの議案については、質疑はありませんでした。

以上が、議案第83号から88号までの補正予算の審査概要でございますが、特段の異論はなく、全議案について、全会一致で原案を了とした次第であります。

なお、執行部におかれましては、本委員会での意見・要望等に十分留意され、なお一層、適切な事務・事業の執行に努められますよう求めるものであります。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。

不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（高岡一万君）** それぞれ、委員長からの報告が終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

**○議長（高岡一万君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第74号から議案第81号の条例制定関係、議案第82号の組合解散・財産処分案件、議案第83号から議案第88号の補正予算案件、請願第2号及び請願第3号について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、議案第74号、矢掛町職員給与条例等の一部を改正する条例制定について、議案第75号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第76号、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第77号、矢掛町納税貯蓄組合奨励条例を廃止する条例制定について、議案第78号、矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について、議案第79号、矢掛町住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、議案第80号、矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第81号、矢掛町農業共済条例を廃止する条例制定について、議案第82号、井笠地区農業共済事務組合の解散及び財産処分について、議案第83号、平成30

年度矢掛町一般会計補正予算（第５号）について、議案第８４号、平成３０年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、議案第８５号、平成３０年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、議案第８６号、平成３０年度矢掛町病院事業会計補正予算（第１号）について、議案第８７号、平成３０年度矢掛町水道事業会計補正予算（第２号）について、議案第８８号、平成３０年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第２号）について、原案のとおり可決決定されました。

また、請願第２号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、２０１９年度政府予算に係る意見書採択の請願につきましては、委員長報告のとおり不採択、請願第３号、障害者自立支援法による自立支援医療費助成及び精神障害者を重度心身障害者医療費助成制度の対象者に加えることを求める意見書採択を求める請願につきましては、委員長報告のとおり採択と決しました。

お諮りいたします。ただいま、請願第３号について、土田正雄さんほかの皆さんから、意見書提出についての発議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、発議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

議案書配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

**○議長（高岡一万君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

日程第２ 発議第３号 障害者自立支援法による自立支援医療費助成及び精神障害者を重度心身障害者医療費助成制度の対象者に加えることを求める意見書の提出について

○議長（高岡一万君） 日程第２、発議第３号、障害者自立支援法による自立支援医療費助成及び精神障害者を重度心身障害者医療費助成制度の対象者に加えることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

なお、本案に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第３９条第２項の規定により省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

この際、事務局長が、発議案を朗読します。局長。

○事務局長（奥村栄治君） 〔発議第３号について朗読記載省略〕

○議長（高岡一万君） 朗読が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（高岡一万君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。発議第3号は、原案のとおり措置することに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号、障害者自立支援法による自立支援医療費助成及び精神障害者を重度心身障害者医療費助成制度の対象者に加えることを求める意見書の提出については、原案のとおり措置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま、町長より、工事請負契約の締結について、追加上程がありましたので、ここで議会運営委員会開催のため、暫時休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よって休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（高岡一万君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第3 議案第91号 工事請負変更契約の締結について（矢掛町立中川小学校災害復旧工事の請負変更契約の締結）

**○議長（高岡一万君）** 日程第3、議案第91号、工事請負変更契約の締結について（矢掛町立中川小学校災害復旧工事の請負変更契約の締結）を議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** それでは、議案第91号、工事請負変更契約の締結について提案理由を御説明申し上げます。これは地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきましてこの議会に提出させていただくものでございます。これにつきましては、先ほどの予算の議決をいただきました。それに伴いまして矢掛町立中川小学校災害復旧工事の請負変更契約の締結について議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（高岡一万君）** 町長から、提案理由の説明が終わりました。次に議案の説明を求めます。総務企画課長。

**○総務企画課長（奥野隆俊君）** 〔議案第91号について説明記載省略〕

**○議長（高岡一万君）** 説明が終わりました。ただいまから、質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔なし〕

**○議長（高岡一万君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕

**○議長（高岡一万君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第91号については、原案のとおり可決決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（高岡一万君）** 異議なしと認めます。よって、議案第91号、工事請負変更契約の締結について（矢掛町立中川小学校災害復旧工事の請負変更契約の締結）は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

○議長（高岡一万君） お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。

したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会での調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よつて、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

更にお諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって平成30年第6回矢掛町議会第4回定例会を閉会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君） 異議なしと認めます。よつて、平成30年第6回矢掛町議会第4回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成30年第6回矢掛町議会第4回定例会につきましては、9日間の会期ではありましたが、上程いたしました条例改正や補正予算案など17議案に加え、本日、追加提案させていただきました1議案を含めて計18議案につきまして、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり御決定をいただきまして、まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました、貴重な御意見や、御提言につきましては、今後、十分検討させていただきますと思ひます。

さて、政府の2019年度当初予算案の一般会計総額が、初めて100兆円を超える見通しとなつており、社会保障費や防衛費も過去最大を更新する見込みとなつております。中でも医療や介護などの社会保障費には、幼児教育無償化などの社会保障充実策が盛り込まれ、歳出のおよそ3分の1を占める約34兆円に達する見込みであり、薬価の引き下げや高所得の人が負担する介護保険料の引き上げを中心に、圧縮していく方針であります。

また、消費増税の対策として、目玉となるキャッシュレス決済をした買い物客へのポイント還元策の費用や、相次いだ自然災害を受けて、重要インフラの防災・減災対策に取り組むことも盛り込まれております。

本町といたしましても、今後、本格的に新年度の予算編成に着手してまいります。こうした政府方針などの情報収集に努めながら、選択と集中を基本に、積極的な取り組みを進めてまいりたいと存じますので、議員の皆様には、一層の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、これから益々寒さも厳しくなつてまいります。

どうか、お体には十分御注意いただきますとともに、輝かしい新年を迎えられますよう、御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

○議長（高岡一万君） 以上をもちまして、閉会といたしますが、皆様には、これから寒さも一段と厳しくなりそうです。年末・年始に向けまして、どうぞ、お体を御自愛いただきまして、希望に満ちた新年をお迎えいただきたいと思います。それでは、皆さん、お疲れさまでした。

なお、この後、10時40分から、全員協議会を開催いたしますので、議員及び関係者の皆様には全員協議会室へ御参集くださいますよう、お願いいたします。お疲れさまでした。

午前10時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

矢掛町議会 議長

矢掛町議会 議員

矢掛町議会 議員